第４次狭山市教育振興基本計画

令和８年度（2026年度） ≫ 令和12年度（2030年度）

夢をかなえ
人をつくる
狭山の教育

令和８年４月

狭山市・狭山市教育委員会

教育は本市の未来を創る礎

近年は、人口減少・超高齢化により、労働力人口の減少と社会保障制度の持続可能性への懸念が深刻化するとともに、世界的な新興感染症等の脅威や温暖化の進行といった影響も顕在化している一方、AIなどのデジタル技術の革新により、人手不足が補完され、生産性の向上が期待されます。今後も目まぐるしく変化していく社会構造を見据え、私たち一人ひとりが新しい社会の在り方にあわせて変わり続ける必要があり、教育を取り巻く環境においても、生涯にわたる学びの価値が再認識され、多様なニーズに対応した教育が求められるなど、大きな転換期を迎えています。

こうしたなか、学校教育においては、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を最大限に活用し、児童生徒一人ひとりの特性や理解度に応じた個別最適な学びと、他者と協力しながら共通の目的に向かって主体的に学び合う協働的な学びの二つの側面を一体的に実現することで、たくましく自分の人生を切り拓いていける『生きる力』を育む教育を、力強く推進してまいります。

また、人生100年時代を見据え、健康で活力ある生活を送るためには、誰もが自分らしく生き、人生の豊かさを実感できるウェルビーイングの向上が求められ、生涯を通じた学びと健康の維持・増進が欠かせないことから、年齢や障害の有無を問わず誰もが共に学び汗を流せる共生社会の実現に向け、各種施策に取り組んでまいります。

本市では、令和8年度から5年間を計画期間とする、第5次狭山市総合計画前期基本計画の教育文化において、「人を育み文化を創造するまちづくり」を柱に据え、生涯学習の推進など、 10の施策に取り組むこととしており、この前期基本計画を上位計画として、本市教育行政の一層の振興を図るために、このたび第4次狭山市教育振興基本計画を策定いたしました。

本計画の基本理念は、前計画を継承し、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」であります。子供から大人まで、誰もが主体的に学び、多様な人々との交流を通じて自らの可能性を伸ばし、自らの力で新たな価値を創造できる教育の実現を目指すとともに、持続可能な社会の担い手を育成するために、教育環境の充実を図り、夢を叶えることへの後押しを行ってまいります。

引き続き、学校、家庭、地域及び関係団体の皆様と行政が密接に連携・協働し、『チーム狭山』として一丸となって取り組み、全ての市民が生涯にわたって学びを楽しみ、自分らしく輝き、互いに夢を語り合える、温かく活力あるまちを共に築いてまいりたいと考えておりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力をいただきました市民検討委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年4月

狭山市長　小谷野　剛

夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育をめざして

教育委員会では、教育基本法に基づき、平成23年5月に本計画を策定し、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を基本理念に掲げながら、改定を重ね、その実現に向けて各種施策に取り組んでまいりました。

この間も、急速に社会は複雑で多様化しており、教育のあり方も大きく変化しています。文部科学省が掲げる教育 DX（デジタルトランスフォーメーション）では「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」の実現を掲げています。学校教育分野では、個別最適な学びと協働的な学びの実現や教職員の負担軽減など、また、生涯学習分野においては、人生100年時代を見据え、「個人の自己実現」と「ウェルビーイング」を循環させる役割など、様々な課題への対応が求められております。

こうした中で、国や埼玉県でも新たな教育振興基本計画が策定されており、本市におきましても、これらの計画を参酌するとともに、本市の上位計画である第5次狭山市総合計画前期基本計画を踏まえ、教育の更なる振興を図るために第4次狭山市教育振興基本計画を策定いたしました。

本計画においては、「夢をかなえ 人をつくる 狭山の教育」を基本理念とし、そのもとに、「生きる力を備え 未来へはばたく“さやまっ子”の育成」「学びが人を育み 社会をつくる 生涯学習社会の推進」「いつでも どこでも いつまでも 誰もが親しめるスポーツの振興」の3つの基本方針を掲げ、その実現に向けて6つの基本目標と、21の施策を体系的にまとめたものであります。

今後は、この計画に基づき、学校や家庭はもとより企業、関係機関や団体等の皆様との相互に連携・協力し、施策を着実に推進するため全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見をいただきました市民検討委員会の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました関係各位に心より感謝とお礼を申し上げますとともに、計画の推進に向けて市民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

令和8年4月

狭山市教育委員会
教育長　滝嶋 正司

目　　次

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨 1
２　教育をめぐる情勢..... 1
３　計画の位置付け 4
４　計画の期間 5

第２章　現状と課題

１　教育に関する現状..... 6
２　第３次狭山市教育振興基本計画の評価..... 7
３　教育の課題 12

第３章　狭山市の教育が目指す姿

１　基本理念と基本方針 ―狭山市の教育に関する大綱―..... 14
２　計画全体に共通する視点..... 17
３　基本目標 18
４　施策体系 21

第４章　施策の展開

１　確かな学力と時代の変化に対応する力の育成..... 23
２　豊かな心の育成と健康・体力の増進..... 33
３　質が高く魅力ある教育環境の充実..... 42
４　学校・家庭・地域の絆づくりの推進..... 53
５　自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興..... 55
６　元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興 62

第５章　計画の推進

１　関係機関との連携・協働による計画の推進..... 68
２　ＰＤＣＡサイクルに基づく計画の推進..... 68

資料編

１　狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会設置要綱 69
２　第４次狭山市教育振興基本計画 提言書 70
３　策定経過 73
４　用語集 74

第１章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

- 本市ではこれまで、「第３次狭山市教育振興基本計画」を策定し、学校・家庭・地域及び関係団体等と連携・協働して、各種施策を推進してきました。
- 教育分野において対応するべき社会の課題として掲げられてきた人口減少や少子・高齢化は加速し、グローバル化やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ※）はさらに進展しています。
- 「第４次狭山市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）では、社会情勢の変化や国・県の動向、さらに本市の上位計画である「第５次狭山市総合計画前期基本計画」等を踏まえつつ、これまでの取組状況やその課題への対応を反映するよう努めます。

2　教育をめぐる情勢

（１）社会情勢の変化

- 我が国の人口は、平成20年度をピークとして減少に転じており、子供の占める割合が減少し続けるなか、教育分野においては、学校規模の縮小による学習面・生活面・学校運営面等への影響、家庭における子育てへの負担の増加、地域の教育力の低下などの問題が指摘されています。
- 現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性（Volatility）、不確実性（Uncertainty）、複雑性（Complexity）、曖昧性（Ambiguity）の頭文字を取って「ＶＵＣＡ※」の時代とも言われています。
- 国際情勢の不安定化が進み、世界経済の停滞や国際的分断への懸念が高まる状況において、グローバルな観点から社会の持続的発展に貢献する人材の育成が重要となっていますが、一方で、グローバルな視点を持ちながら地域社会の活性化を担う人材の育成についても推進していく必要があるとされています。
- 17のＳＤＧｓ※と169のターゲットを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づいた取組や、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ※）、とりわけ、人工知能（ＡＩ）、ビッグデータ、Internet of Things（ＩｏＴ※）、ロボティクス等の先端技術の急速な進展などは、教育分野においても質の高い教育の実現や教育現場の変革に大きな影響があります。

こうした社会情勢が変化するなか、今日の教育分野では

「ウェルビーイング（Well-being）」という考え方が重視されてきています。

Pick Up　ウェルビーイングとは

「ウェルビーイング」とは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいいます。

良い状態とは、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものとされています。

教育分野では、個人のウェルビーイングを支える要素として学力や学習環境、家庭環境、地域とのつながりなどがあり、それらの環境整備のための施策を講じていく視点が重要であるとされ、また、社会情動的スキル※やいわゆる非認知能力※を育成する視点も重視されています。

さらに、子供のウェルビーイングを高めるためには、指導者である教職員のみならず地域社会のウェルビーイングを確保することが必要であり、そのためには、子供との触れあいを通した成長の実感や、学校・家庭・地域のつながりを深めることで信頼関係を構築するなどにより、学校や地域がウェルビーイングを高める場となることが重要であるとされています。

このように、教育を通してウェルビーイングを高めることが大きな課題として認識され、子供や教職員のウェルビーイング向上に向けた取組が、様々な自治体で進められてきています。

教育に関連するウェルビーイング主な要素						
	自己肯定感	心身の健康	幸福感	協働性	社会貢献意識	学校や地域でのつながり
	自己実現	安全安心な環境	多様性への理解	利他性	サポートを受けられる環境	

Pick Up　本計画におけるＳＤＧｓとの関係性

目標の達成に向けては、自治体の果たすべき役割も大きいことから、本市ではＳＤＧｓ※（持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals）の理念を踏まえた行政経営に取り組んでおり、本計画においても、ＳＤＧｓ※との関係性を意識して施策に取り組みます。

※本計画で特に関連するＳＤＧｓ※の目標

（２）国・県の動向

①　国の動向

- 令和３年に、目指すべき「令和の日本型学校教育※」の姿を、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学び※と、協働的な学び※の実現」とすることを示しています。
- 児童生徒一人一人の学習ニーズに応じた指導と、子供が自己調整しながら、互いの良い点や可能性を生かし、友達や地域の人々など多様な他者と協働するなかで異なる考え方を組み合わせ、より良い学びを生み出す教育を一体的に進めていくことが重要であるとされています。
- 令和５年には「第４期教育振興基本計画」が閣議決定され、総括的な基本方針・コンセプトとして「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会※の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が示されました。

https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kyouikubunka/kyoiku-kuni-hosoku.html

今後の教育政策に関する基本的な方針及び第 12 期中央教育審議会生涯学習分科会において示された方向性は、左記の URL あるいは右記の二次元コードから閲覧できます。

②　県の動向

- 令和６年に「第４期埼玉県教育振興基本計画」が策定され、県民の誰もが参画し得る生涯を通じた多様で深い学び（「豊かな学び」）によって、人生や社会の未来を切り拓く力を育む（「未来を拓く」）ことを目指し、「豊かな学びで未来を拓く埼玉教育」を基本理念として定め、計画の推進を図ることとしています。
- 生涯学習の分野では、平成25年に従来の県行政主体の「計画」としてではなく、10年先を見据え、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「生涯学習推進指針」を策定し、令和５年に見直しが図られました。
- スポーツの分野では、令和５年に「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」を基本理念とする「埼玉県スポーツ推進計画（第３期）」を策定し、これまでの取組の成果を踏まえ、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（2021年に延期）の成功により高まるスポーツへの関心を更なるスポーツの振興へとつなげていくことを目指しています。

第４期埼玉県教育振興基本計画は、URL あるいは二次元コードから閲覧できます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/4th-keikaku.html

生涯学習推進指針は、URL あるいは二次元コードから閲覧できます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/f2215/station/shougai-suisinsisin.html

埼玉県スポーツ推進計画（第３期）は、URL あるいは二次元コードから閲覧できます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0312/sspr05.html

3 計画の位置付け

- 教育基本法第17条に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。策定にあたっては国及び県の教育振興基本計画を参酌するとともに、本市の上位計画である「第５次狭山市総合計画前期基本計画」との整合を図ったものです。
- 本計画には、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める「狭山市の教育に関する大綱」を、基本理念及び基本方針として位置付けるものとします。

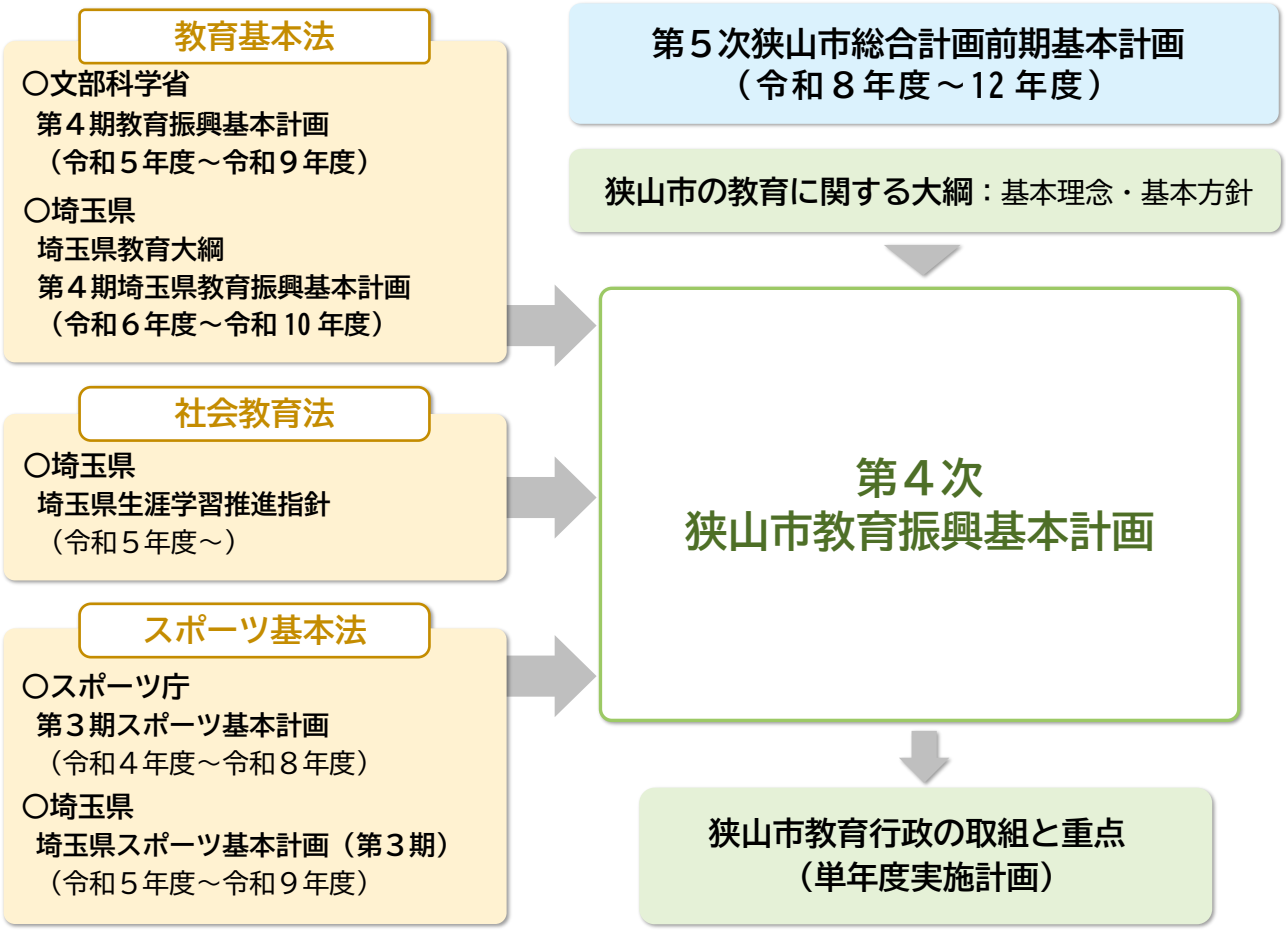

※ 「こどもまんなか社会」と本計画の関係性について

近年、国ではこども家庭庁を中心として子供の権利や意見を尊重する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。こうしたなか、国の教育振興基本計画においては、子供の健やかな成長に向けて「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求するなかで、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要である旨が記載されています。本計画においても、これらの動向を踏まえ、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りつつ、取組を推進していくこととします。

4 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和８年度から令和12年度までの５年間とします。
- 計画の進捗状況や教育を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

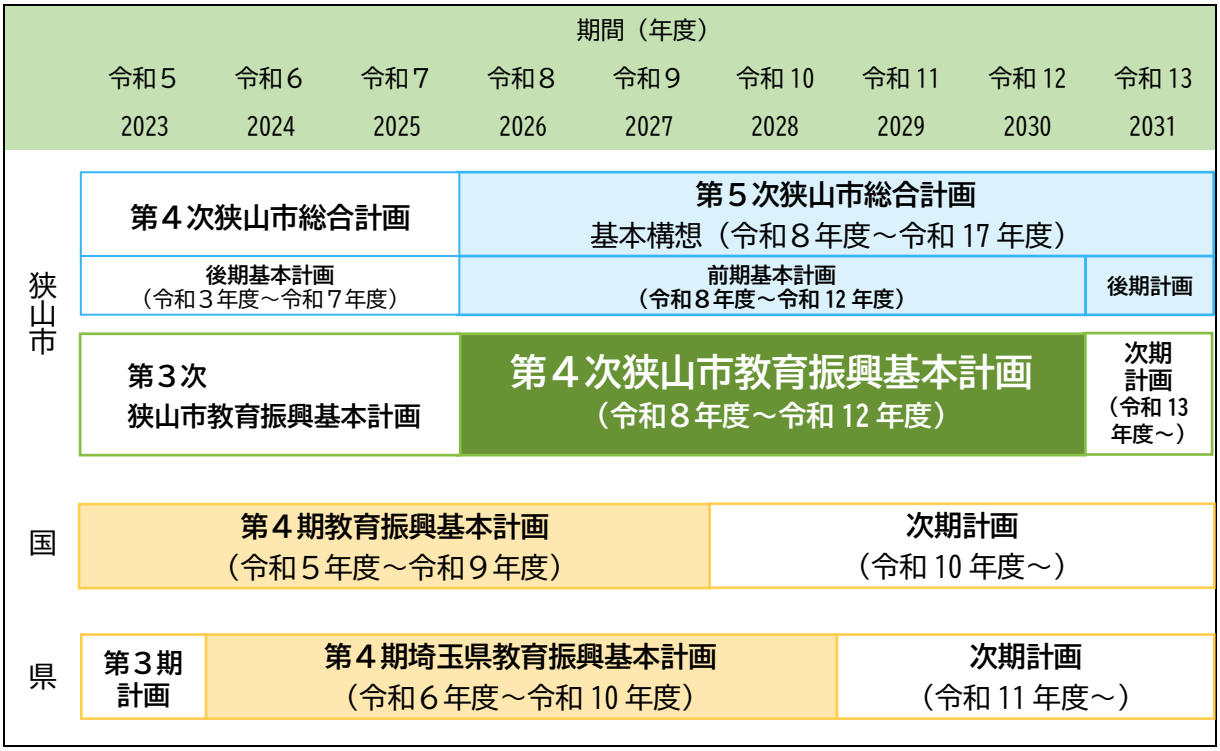

※ 学習指導要領について

学習指導要領とは、学校教育法等に基づいて文部科学省が定める教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を小学校・中学校・高等学校等ごとに定めたものです。学習指導要領は、おおむね 10 年に１回のペースで改訂が行われており、本計画策定時点では改訂に向けた検討が進められている段階です。そこでは、現行の指導要領のコンセプトは継続しつつ、教員の負担軽減、学習評価基準の検討、デジタル学習基盤の更なる推進、多様な背景を持つ子供たちへの対応、カリキュラムマネジメントの充実等、多様な観点から見直しに向けた検討が行われています。なお、次の改訂時期は、小学校で令和 12 年度から全面実施、中学校は令和 13 年度以降に順次実施することが見込まれます。

第２章　現状と課題

1　教育に関する現状

前計画の課題を統計データ、アンケート調査結果及び事務事業点検評価※に基づいて整理しました。なお、アンケート調査の概要は下記の通りとなります。

※アンケート調査結果報告書は下記ＵＲＬあるいは右記の二次元コードから閲覧できます。

https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kyouikubunka/4_kyoiku_keikaku.files/4th_anketo_chosa.pdf

①　調査対象

一般市民：16歳以上の市民
児童生徒：小学５年生・中学２年生（クラス選抜）
保 護 者：児童生徒の保護者
教職員等：校長、教頭、教員、県費事務等
関係団体：社会教育関係団体、図書館関係団体、スポーツ関係団体

②　調査期間

令和６年12月16日～令和７年１月20日

③　調査方法

郵送による配布・回収及びＷＥＢによる回答

④　配布数

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般市民	3,000 通	925 通	30.8%
児童生徒	768 通	540 通	70.3%
保護者	768 通	393 通	51.2%
教職員等	581 通	396 通	68.2%
関係団体	41 通	25 通	61.0%
スポーツ関係団体	368 通	248 通	67.4%

※各種統計データは下記ＵＲＬあるいは右記の二次元コードから閲覧できます。

https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kyouikubunka/kyoiku-toukei_date.html

2 第３次狭山市教育振興基本計画の評価

前計画で掲げた施策に対する成果目標の現状を整理しました。
※基本目標別の評価の詳細は下記のＵＲＬあるいは右記の二次元コードから閲覧できます。
https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kyouikubunka/3th_hyoka-syosai.html

（１）基本目標Ⅰ　確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

①　施策１　確かな学力の育成

項目		実績値（令和元年度）				実績値（令和６年度）				目標値（令和7年度）
埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率	科目	小学校		中学校		小学校		中学校		全科目で県平均正答率を上回る
		狭山市	埼玉県	狭山市	埼玉県	狭山市	埼玉県	狭山市	埼玉県	
	国語	55.5%	56.9%	58.4%	58.7%	55.0%	56.7%	67.2%	66.4%	
	算数	66.1%	66.6%	－	－	49.0%	50.9%	－	－	
	数学	－	－	59.6%	59.3%	－	－	59.9%	57.5%	
	英語	－	－	56.6%	56.1%	－	－	55.0%	54.6%	

項目		実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）			目標値（令和７年度）
全国学力・学習状況調査において、学校に行くのが楽しいと答えた児童生徒の割合	区　分	-	狭山市	埼玉県	全　国	-
	小学校	87.2%	80.2%	86.3%	84.8%	県、全国平均を上回る
	中学校	82.4%	86.9%	85.4%	83.8%	

②　施策２　時代の変化に対応した教育の推進

項目	実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）	目標値（令和７年度）
ＣＥＦＲ（セファール）のＡ１相当レベル（※）以上の英語力を持った生徒の割合	55.0%	53.1%	全国の目標値50.0%を上回る

※ＣＥＦＲ（セファール）のＡ１相当レベル
実用英語技能検定３級、TOEIC スコア 320～620、GTEC スコア 270～689、ケンブリッジ英語検定スコア 110～119 に相当する英語力のこと。

【　評価　】

施策１における、「学校に行くのが楽しい」と感じることは、学校が単なる学習空間にとどまらず、児童生徒にとっての「居場所」として機能していることを示す重要な指標です。一方で、２割程度の児童生徒が、そのように感じていないという事実は、注視すべき点であります。楽しさは「学びの最大のモチベーション」であることから、体験活動の充実や教育環境の工夫などを通して、すべての児童生徒にとって学校が“楽しい”場所、安心して過ごせる場所であるために、今後も、一人一人に寄り添った、魅力ある学校づくりが求められます。

（２）基本目標Ⅱ　豊かな心の育成と健康・体力の増進

①　施策１　豊かな心の育成

項目			実績値（令和元年度）		実績値（令和６年度）		目標値（令和7年度）
埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度			小学校	中学校	小学校	中学校	全項目80.0%以上
けじめのある生活ができる	時刻を守る	登校時間	94.1%	98.1%	94.7%	97.6%	
		授業開始時間	95.4%	97.3%	91.2%	98.4%	
	身の回りの整理整頓をする	靴そろえ	88.1%	92.5%	82.9%	92.5%	
		整理整頓	86.6%	86.9%	79.7%	79.4%	
礼儀正しく人と接することができる	進んであいさつや返事をする	あいさつ	77.1%	81.4%	77.1%	84.6%	
		返事	89.0%	89.3%	89.1%	92.7%	
	ていねいな言葉づかいを身につける	ていねいな言葉づかい	87.0%	92.5%	87.2%	93.1%	
		やさしい言葉づかい	84.9%	90.1%	84.9%	91.0%	
約束やきまりを守ることができる	学習のきまりを守る	学習準備	85.1%	90.0%	85.5%	93.8%	
		話を聞き発表する	77.0%	73.1%	76.6%	83.0%	
	生活のきまりを守る	集団の場での態度	85.3%	94.3%	86.1%	95.2%	
		掃除・美化活動	89.3%	86.6%	89.5%	91.8%	

②　施策２　生徒指導の充実

項目		実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）	目標値（令和７年度）
いじめの解消率及び不登校児童生徒の学校復帰率	解消率	81.8%	85.7%	100%
	学校復帰率	19.7%	20.7%	33.3%

③　施策３　体力と健康の増進

項目		実績値（令和元年度）		実績値（令和６年度）		目標値（令和７年度）
		小学校	中学校	小学校	中学校	
不足しがちな栄養素の充足率	カルシウム	101%	94%	99.8%	92.0%	各種栄養素の充足率を95％以上にする
	鉄	102%	99%	102.0%	103.0%	
	ビタミンC	137%	100%	122.0%	100.0%	
	食物繊維	86%	86%	95.0%	95.0%	
新体力テストの５段階総合評価のうち上位３ランク（A・B・C）の児童生徒の割合		81.8%	83.9%	77.5%	79.2%	県の目標値を上回る 小学校 80.0% 中学校 85.0%

【　評価　】

施策２は、いずれの指標も目標値に達していない状況です。特に、「いじめの解消率」は目標値を100パーセントとしていることから、早期発見・早期対応の徹底が不可欠です。また、いじめが起こりにくい学校・学級づくりを推進するため、いじめ及び不登校への対応を強化する必要があります。さらに、スクールカウンセラー※や相談員等と連携し、児童生徒に寄り添った支援体制の充実を図る必要があります。

（３）基本目標Ⅲ　質が高く魅力ある教育環境の充実

①　施策４　学校施設の充実

項目		実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）	目標値（令和７年度）
学校施設の長寿命化改修の実施校数		0校	1校	1校
小・中学校のトイレ環境整備(※)の達成割合		43.5%（10校／23校）	100.0%（23校／23校）	100%（23校／23校）
児童生徒の情報端末の整備率	小学校	8.9%	100%	100%
	中学校	18.9%	100%	100%

※小・中学校校舎のトイレ内、各校の１系統の環境整備の実施

【　評価　】

施策４は、学校トイレの環境整備など、「狭山市学校施設長寿命化計画」に基づき、適切に進められています。また、GIGAスクール構想※により児童生徒に１人１台端末を配備し、一人一人に応じた個別最適な学び※と協働的な学び※を通じて学習活動や学習課題に取り組んでいます。これらの取組により、すべての項目について目標が達成されていますが、引き続き安全で快適な教育環境の確保に努める必要があります。

（４）基本目標Ⅳ　家庭や地域との絆づくりの推進

①　施策２　放課後児童対策の充実

項目	実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）	目標値（令和７年度）
学童保育室(※)の待機児童数（４月１日現在）	59人	119人	0人

※学童保育室については令和４年度からこども支援部青少年課へ所管を変更しています

【　評価　】

施策２は、放課後児童対策として、学童保育室職員を対象とした研修会の実施や、指定管理者制度導入による民間事業者のノウハウの活用など、学童保育室の運営を充実しました。加えて、学校の余裕教室をタイムシェアで活用するなどにより募集人数を増員し、受け入れ体制を順次拡充しました。しかしながら、共働き世帯の増加などによる保育ニーズの増加スピードに整備が追い付かず、入室待機児童の解消には至っていない状況です。

（５）基本目標Ⅴ　自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

①　施策２　生涯学習の機会や場の充実

項目	実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）	目標値（令和７年度）
生涯学習を月に一回以上行っている市民の割合	31.0%	36.9%	40.0%
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	214,092人	232,089人	223,000人
人権教育に関する事業への参加者数	4,238人	2,532人	4,800人
平和関連事業への参加者数	482人	424人	530人
地域子ども教室への参加者数	8,066人	5,749人	8,250人
市民文化祭への参加団体数	646団体	369団体	650団体
文化財活用事業参加者の満足度	75.0%	99.5%	80.0%
青少年健全育成活動事業への参加者数	2,052人	2,360人	2,200人

※青少年健全育成活動事業については令和４年度からこども支援部青少年課へ所管を変更しています

②　施策３　生涯学習の成果の活用

項目	実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）	目標値（令和７年度）
生涯学習の成果を自分以外のために生かしたいと思う市民の割合	54.4%	59.1%	60.0%
学校支援ボランティアの派遣人数	319人	198人	335人
地域学校協働活動※への参加者数	73,632人	56,410人	75,000人

【　評価　】

施策３は、それぞれの項目で目標未達成となっています。生涯学習の成果の活用の場を広げることが求められていることに鑑み、学校支援ボランティアや地域学校協働活動※（SCSC）への参加者を増やし、活動をより活性化させることが必要です。また、地域の潜在的な教育力等を掘り起こすような取組も求められます。このことは、「社会に開かれた教育課程」の実現にも寄与するものです。学校教育の充実に地域が重要な役割を果たすことが求められるなかで、支援の輪が広がることが期待されます。

（６）基本目標Ⅵ　元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

①　施策１　市民のスポーツ活動の促進

項目	実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）	目標値（令和７年度）
週１回以上スポーツを実施する市民の割合	32.4%	33.9%	50.0%
スポーツ教室・行事への参加者数	19,874人	12,348人	20,700人

②　施策２　競技スポーツの振興

項目	実績値（令和元年度）	実績値(※)（令和６年度）	目標値（令和７年度）
アスリートとのスポーツイベントや講演会等の参加者数	397人	750人	800人

※周年事業や期間限定イベントの参加者は除きます

③　施策３　スポーツ施設の充実

項目	実績値（令和元年度）	実績値（令和６年度）	目標値（令和７年度）
公共スポーツ施設の利用者数	879,733人	984,070人	880,000人

【　評価　】

施策１は、いずれも目標値に達しておらず、更なる取組の強化が必要です。コロナ過後の社会環境の変化等に対応し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整備するため、SNSを活用した効果的な情報発信などの啓発活動を推進する必要があります。また、教室やイベントの開催だけでなく、日常生活の中で楽しみながら体を動かす習慣を身に付けられる仕組みづくりなどを進めることが求められます。

3 教育の課題

前計画の取組の評価等を踏まえて、今後の教育の課題を、前計画の基本目標ごとに整理しました。

※各基本目標に係る課題の詳細等については下記のＵＲＬあるいは
右記の二次元コードから閲覧できます。
https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/kyouikubunka/kyoiku_k-syosai.html

（１）基本目標Ⅰ　確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

- 児童生徒の学力向上に向けた取組を継続させることが重要です。
- 児童生徒の授業に対する満足度や理解度を高めるため、個に応じた効果的な指導をより充実させる必要があります。
- 英語力の向上のため、体験活動などを充実させる必要があります。

（２）基本目標Ⅱ　豊かな心の育成と健康・体力の増進

- 生活習慣や礼儀正しさに重点を置いた教育が必要です。
- いじめ・不登校等の防止対策や相談体制の充実を図るなど、安全・安心な学校づくりが必要です。
- 健康増進や体力増進に向けた取組の充実が求められます。

（３）基本目標Ⅲ　質が高く魅力ある教育環境の充実

- 教職員の資質向上に向けた研修の開催などの取組を進める必要があります。
- 幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を充実させ、児童生徒の成長過程を通じて一貫した教育を推進することが重要です。
- 学校施設の充実と学校規模と配置の適正化を進めることにより、児童生徒が安心して快適に過ごすことのできる学校環境を整備する必要があります。

（４）基本目標Ⅳ　家庭や地域との絆づくりの推進

- 家庭・地域・関係団体との協力体制を一層深めるため、連携の強化を図っていくなかで、家庭の教育力と地域の教育力を高めていくことが必要です。
- 学校・家庭・地域が連携し、社会全体で児童生徒を育む環境づくりを行う必要があります。

（５）基本目標Ⅴ　自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

- 誰もが主体的に生涯学習活動に参加しやすい環境を整備していく必要があります。
- 生涯学習の成果を生かすことのできる環境を整備していく必要があります。
- 地域で学校を支援する活動を活発にしていくことが重要です。

（６）基本目標Ⅵ　元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

- 市民のスポーツ活動を活発化するための環境整備に取り組む必要があります。
- 参加率が低い20代と30代を主なターゲットとして広報活動を強化するとともに、参加しやすい開催方法等を検討・実施していく必要があります。
- スポーツ施設に関する情報を積極的に周知するとともに、市民の多様なニーズに対応できるよう、スポーツ施設の整備を進めることが重要です。

第３章　狭山市の教育が目指す姿

1　基本理念と基本方針

―狭山市の教育に関する大綱―

教育基本法に定める教育の目的である“人格の完成を目指し、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人材を育成する”ことを念頭に、教育を取り巻く社会の動向や狭山市の教育の現状と課題等を踏まえて、次の基本理念と基本方針のもとに、狭山市の教育の振興を図ります。

【 基本理念 】

夢をかなえ　人をつくる　狭山の教育

子供から大人まで、誰もが、身近な社会に主体的に関わり、多様な人々との豊かな交流を通じて自己の能力や可能性を伸ばし、自らの力で新たな価値を創造できる教育の実現を目指します。そして、精神的な豊かさや健康、幸福や生きがいを含めた「ウェルビーイング」を高め、人生を切り拓き、夢を叶えるとともに、公共の精神を持ち、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成する教育の実現も目指します。

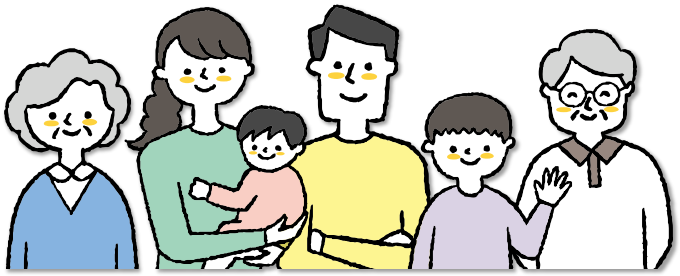

【 基本方針 】

基本理念の実現に向けて、教育に関する施策を総合的・計画的に推進するとともに、教育を取り巻く様々な課題に学校・家庭・地域・関係団体等が連携・協働して取り組んでいくために、次の３つの基本方針のもと、関連する重点取組を以下のとおり定めます。

生きる力を備え　未来へはばたく
“さやまっ子”の育成

子供は社会の宝であり様々な可能性を秘めています。学校・家庭・地域が一体となって、子供たちが複雑で予測困難な社会を生き抜く力を伸ばすことにより、夢や郷土狭山を愛する心を持って、自己の未来を切り拓いていくことのできる「さやまっ子」を育成します。

《 重点取組 》

- ■ 学力向上を目指した教育の展開（基本目標Ⅰ　施策１　取組１）
- ■ 情報教育の推進（基本目標Ⅰ　施策２　取組３）
- ■ 英語教育の充実（基本目標Ⅰ　施策２　取組６）
- ■ 幼児教育の推進（基本目標Ⅰ　施策４　取組１）
- ■ 小・中学校における支援の充実（基本目標Ⅰ　施策５　取組４）
- ■ 人権教育の充実（基本目標Ⅱ　施策１　取組６）
- ■ 不登校の防止対策の推進（基本目標Ⅱ　施策２　取組３）
- ■ 基礎体力の向上（基本目標Ⅱ　施策３　取組１）
- ■ 部活動から地域クラブ活動※へのスムーズな移行（基本目標Ⅱ　施策３　取組４）
- ■ 研修の計画的な実施（基本目標Ⅲ　施策１　取組１）
- ■ 安全教育の推進（基本目標Ⅲ　施策２　取組１）
- ■ 学校の規模と配置の適正化の推進（基本目標Ⅲ　施策６　取組１）

《 特に関連するＳＤＧｓ※の目標 》

学びが人を育み　社会をつくる
生涯学習社会の推進

人生100年時代※をより豊かなものにするため、子供から高齢者まで、誰もが生涯にわたり、自ら学び続け、学びを通して自己を磨き高めるとともに、年齢を問わず取り組むことができる環境づくりを推進します。また、学びにより培われた知識や技能を地域や社会のために生かしていくことのできる、生涯学習に支えられた社会の形成を推進します。

《 重点取組 》

- ■ コミュニティ・スクール※の機能強化（基本目標Ⅳ　施策１　取組１）
- ■ 地域クラブ活動※の充実
  （基本目標Ⅳ　施策１　取組３／基本目標Ⅴ　施策２　取組 10）
- ■ 生涯学習の機会や場の充実（基本目標Ⅴ　施策２　取組１）
- ■ 社会教育の充実（基本目標Ⅴ　施策２　取組３）
- ■ 学校と家庭・地域の連携・協働体制の構築（基本目標Ⅴ　施策３　取組１）

《 特に関連するＳＤＧｓ※の目標 》

いつでも　どこでも　いつまでも
誰もが親しめるスポーツの振興

スポーツから得られる楽しさや喜び、勇気、感動は、人生を豊かにします。スポーツを楽しむことを通じて、心と身体（からだ）の健康の維持、生きがいや仲間づくり、さらには、地域の活性化を図るため、いつでも、どこでも、いつまでも、誰もがスポーツに親しむことのできる環境を整備し、「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進し、スポーツ文化の醸成を図ります。

《 重点取組 》

- ■ 幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実（基本目標Ⅵ　施策１　取組１）
- ■ 地域クラブ活動※の充実（基本目標Ⅵ　施策１　取組６）
- ■ スポーツ団体の活動の促進（基本目標Ⅵ　施策２　取組１）

《 特に関連するＳＤＧｓ※の目標 》

2 計画全体に共通する視点

基本理念、基本方針のもと、「誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進」「教育デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ※）の推進」を計画全体に共通する視点として、各施策に反映します。

誰一人取り残されない共生社会の実現に向けた教育の推進

誰一人取り残されることなく、多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じられる共生社会を実現するためには、支援を必要とする子供たちだけでなく、全ての人がそれぞれの「長所・強み」を生かし、互いに認め合う学びの環境づくりが求められ、こうした学びを通して、全ての人が自分の可能性を実感し、他者とともに生きる力を育むことは、社会的包摂の実現※にもつながります。

さらに、一人一人の状況やニーズに応じた教育の機会や質を「公平・公正」に確保することが不可欠であり、多様性、包摂性、そして公平性を柱とするＤＥ＆Ｉ※（Diversity, Equity and Inclusion）の考え方を教育施策に反映させることが求められます。

とりわけ、今日、教育の分野でも重要視されているウェルビーイングは、幸福感や自己肯定感、協働性、多様性理解、安心して支援を受けられる環境など、様々な要素によって構成されており、日々の教育活動全体を通じて高めていくべきものです。

また、施設や公共空間、情報面など物理的な障害を取り除くバリアフリー化、個別の事情に応じて柔軟に対応する合理的配慮※、言語や文化の壁によって情報格差が生まれることを防ぐ多言語対応なども、多様な人々が自分らしく生きることに貢献するものです。

今後の教育においては、持続可能な「共生社会の実現」という視点を、各施策に反映します。

教育デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ※）の推進

社会全体のＤＸ※が加速するなか、教育の質を向上させるためには、教育ＤＸ※の更なる推進が不可欠です。学校教育では、１人１台端末の活用や教育データによる学びの個別最適化、オンライン教育の推進、課題やニーズの早期発見・対応、校務の効率化などを通じて、デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ※）への着実な移行を目指す必要があります。

また、社会教育では、オンライン学習コンテンツの拡充やデジタルデバイド※の解消が求められます。さらに、デジタル技術の活用とともに対面指導、学び合い、多様な体験活動など、「令和の日本型学校教育※」の特徴を生かしつつ、デジタルとアナログ、オンラインと対面の最適な組み合わせによる教育効果の向上が重要です。

加えて、個人情報の適正管理や生成ＡＩの活用を含め、デジタルリテラシー※やサイバーセキュリティの知識を身に付け、自分で考え行動できる力を育むことが求められます。

これらを踏まえながら、教育ＤＸ※の推進という視点を、各施策に反映します。

3 基本目標

基本理念と基本方針を実現するため、６つの基本目標を設定し、計画全体に共通する視点を踏まえながら、それぞれに設けた施策を連携し実施することで、計画の実効性をさらに高めていきます。

Ⅰ　確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

グローバル化、少子高齢化の進行、科学技術の発展、環境問題への対応など、社会の構造が大きく変化するなか、子供たちが、意欲と目標をもって学習に取り組み、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、それらを活用する力を身に付けることができるよう取り組みます。

また、主体的・対話的で深い学び※やＩＣＴ※を活用した授業などを通して、自ら学ぶ力や学習習慣を養います。

さらに、キャリア教育や国際理解教育、福祉教育、環境教育を通じて、社会と関わるなかで、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むなどＥＳＤ※（持続可能な開発のための教育）を推進することで、持続可能な未来を担う力を育てます。

加えて、遊びや体験活動から「生きる力」の基礎を培い、インクルーシブ教育※の理念に基づき、障害の有無などにかかわらず、幼児や児童生徒がともに学べる教育を推進するとともに、支援体制の充実を図ります。

Ⅱ　豊かな心の育成と健康・体力の増進

豊かな心と健全な体力の両面を育むことは、将来を担う人材の育成において不可欠な要素です。子供の他人を思いやる心や善悪を判断する力、公共の精神を養うため、道徳教育を充実させ、読書活動の促進を通じて感受性と知性を高める取組を進めます。

加えて、自然体験や職場体験などの実践的な学習機会を提供し、児童生徒が実際の社会や職場の現場に触れることで、多様な価値観への理解と体験を深めるとともに、人権意識の醸成を促します。

また、いじめ防止に向けた早期発見・早期対応の体制を整備するとともに、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※による相談体制を強化し、不登校や非行などの問題への早期対応を図るなど、いじめ・不登校防止対策を推進します。

さらに、体力向上や運動能力の育成を目指した学校体育の充実、食育※の推進などを通じて、児童生徒が心身ともに健やかに成長し、未来へ向けて自立した生活基盤を構築できるよう努めます。

Ⅲ　質が高く魅力ある教育環境の充実

教職員の経験年数に応じた研修や自ら学べる実践的な研修による指導力の向上、「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”※」などを活用して授業力の向上を図るとともに、教職員が児童生徒との関わりや授業準備に専念できるよう、働き方改革を推進します。

また、交通安全や避難訓練など、事故や災害から身を守る安全教育・防災教育を行うとともに、義務教育９年間を見通した学習の連続性に配慮した系統的な教育活動や、幼稚園・保育所（園）・小学校との連携を強化し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

加えて、小・中学校に等しく就学し、高等学校や大学などへの修学機会を確保するための修学支援を行うとともに、日本語指導が必要な児童生徒やヤングケアラー※への支援など、一人一人の状況に応じた支援を充実させます。

さらに、児童生徒が安全で快適な教育環境のなかで学校生活を過ごすことができるよう、校舎などのリニューアルの推進、教育情報ネットワークの充実、学校ＩＣＴ※の活用を図ります。学校の規模と配置の適正化については、「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針※」に基づき計画的に推進します。

Ⅳ　学校・家庭・地域の絆づくりの推進

コミュニティ・スクール※の理念に基づき、保護者や地域住民等で構成される学校運営協議会※を中心に、地域の声を反映した特色ある学校づくりを進めます。

加えて、地域ぐるみの学校安全体制を整え、児童生徒を守る取組を強化します。

また、ＰＴＡや学校支援ボランティアセンター※など、学校支援に関わる団体や個人、学校を核とした地域づくりを進める市民団体等との連携・協働により、地域学校協働活動※（ＳＣＳＣ）を推進し、地域の教育力向上と人材育成、学習の補完に努め、学校・家庭・地域が一体となる教育基盤の強化を図ります。

※「ＳＣＳＣ」について

狭山市では「地域学校協働活動」の略称を「ＳＣＳＣ」と定め「すくすく」と読ませています。地域と学校の協働により子供が「すくすく」成長できるように学校支援・地域づくりを進めようという決意を込めています。

ＳＣＳＣ：Sayama Community School Collaboration の頭文字

Ⅴ　自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

誰もが学びを通して自己を磨き高められるよう、生涯学習に関する情報発信・共有の環境づくりや総合的な相談体制及び関連施設間の連携・協力体制を構築します。

加えて、学んだ成果を発表・活用できる場を提供するとともに、地域課題・現代的課題の解決に資する学習機会の拡充や、生涯学習に取り組む個人・団体のネットワークの形成と交流の促進など、社会教育の充実・活性化を図ります。

また、図書館の利用を促進し、読書を日常的に楽しむ人を増やすために、図書館資料やレファレンスサービス※の充実及び読書環境の整備にも努めます。

さらに、地域の個人や団体との連携による学習支援、学校・家庭・地域が協力した学びの環境づくりを推進し、引き続きまちづくりに生かす取組を進めます。

Ⅵ　元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

いつでも、どこでも、いつまでも、誰もがスポーツに親しむことができるよう、ライフスタイルやニーズに応じたスポーツ教室や情報提供を行いながら、年代・性別・障害の有無などにかかわらずスポーツに親しめる機会を充実するとともに、各種スポーツ団体の活動を支援し、地域におけるスポーツ活動を促進します。

また、市ゆかりのトップスポーツチームと連携し、市民が一流の技術に触れ、その魅力を感じることができるよう取り組むとともに、競技スポーツの普及と技術の向上を担う指導者の確保・育成に努めます。

加えて、市民のスポーツ活動の場として、既存スポーツ施設の有効利用を促進します。

※ 本計画での「スポーツ」の定義について

本計画では「スポーツ」を幅広く捉え、競技的な種目だけでなく、散歩や徒歩による通勤・通学、楽しみながら身体（からだ）を動かすレクリエーション活動（スポーツ・レクリエーション含む）を含み、こうした自ら行う「する」スポーツのほか、様々な競技を観戦する「みる」スポーツや、スポーツの指導者やスポーツ大会のスタッフとして参加する「ささえる」スポーツなどもスポーツ活動として捉えています。

4 施策体系

基本理念	基本目標		施策	
夢をかなえ　人をつくる　狭山の教育	Ⅰ	確かな学力と時代の変化に対応する力の育成	1	確かな学力の育成
			2	時代の変化に対応した教育の推進
			3	ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の推進
			4	幼児教育の推進
			5	特別支援教育の推進
	Ⅱ	豊かな心の育成と健康・体力の増進	1	豊かな心の育成
			2	生徒指導の充実
			3	体力と健康の増進
	Ⅲ	質が高く魅力ある教育環境の充実	1	教職員の資質の向上
			2	安全教育の推進
			3	一貫教育の推進
			4	一人一人の状況に応じた支援の充実
			5	学校施設の充実
			6	学校の規模と配置の適正化の推進
	Ⅳ	学校・家庭・地域の絆づくりの推進	1	学校・家庭・地域の連携・協働の推進
	Ⅴ	自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興	1	生涯学習活動の支援体制の充実
			2	生涯学習の機会や場の充実
			3	生涯学習の成果の活用
	Ⅵ	元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興	1	市民のスポーツ活動の推進
			2	競技スポーツの振興
			3	スポーツ施設の充実

取組
1 学力向上を目指した教育の展開　2 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実 3 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実　4 各種調査研究活動の成果を生かした学習指導の充実 5 小・中学生学習支援事業の実施　6 家庭学習の励行に関する取組の推進
1 コミュニケーション能力の育成　2 キャリア教育の推進　3 情報教育の推進　4 環境教育の推進 5 国際理解教育の推進　6 英語教育の充実　7 伝統文化教育の推進
1 ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の推進　2 地域との連携
1 幼児教育の推進　2 預かり保育の推進　3 教職員の資質の向上　4 家庭と連携した教育の推進
1 就学支援の充実　2 インクルーシブ教育の推進　3 幼稚園における支援の充実 4 小・中学校における支援の充実
1 規律ある態度の育成　2 道徳教育の充実　3 命を大切にする教育の推進 4 読書活動の推進　5 体験活動の推進　6 人権教育の充実
1 相談・指導の体制の充実　2 いじめの防止対策の推進　3 不登校の防止対策の推進 4 非行・問題行動の防止対策の推進　5 有害環境の排除対策の推進
1 基礎体力の向上　2 体力テスト結果の分析と体育指導の充実　3 学校体育の充実 4 部活動から地域クラブ活動へのスムーズな移行　5 学校保健の充実　6 食育の推進 7 安全・安心な学校給食の充実　8 さやまっ子スイスイプロジェクト事業（小学校水泳授業の民間委託）の実施
1 研修の計画的な実施　2 人事評価システムの充実　3 指導力向上のための支援ツールの活用 4 各種調査研究活動の充実　5 教職員の情報活用能力などの向上　6 持続可能な学校指導・運営体制の構築 7 小・中学校における働き方改革の推進　8 教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進
1 安全教育の推進　2 学校と教職員の危機管理能力の向上 3 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化　4 家庭・地域と連携した防犯・交通安全教育の推進
1 小・中学校９年間を一貫した教育の推進　2 幼稚園・保育所(園)・小学校の連携の推進
1 小・中学校への就学支援　2 高等学校・大学などの修学支援　3 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援 4 ヤングケアラーへの支援　5 ＬＧＢＴＱの児童生徒への支援
1 学校施設のリニューアルの推進　2 学校ＩＣＴ環境の充実
1 学校の規模と配置の適正化の推進　2 通学区域（特別許可地区）見直しの推進
1 コミュニティ・スクールの機能強化　2 学校評価システムの充実　3 地域クラブ活動の充実
1 生涯学習の情報提供・相談体制の充実　2 生涯学習ネットワークの充実
1 生涯学習の機会や場の充実　2 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実　3 社会教育の充実 4 生涯学習関連施設の改修・更新などの推進　5 人権教育と平和教育の充実　6 家庭や地域の教育力の向上 7 芸術・文化活動の推進　8 文化財等の保存・継承と活用の促進 9 大学・企業・団体などとの連携による学習機会の充実　10 地域クラブ活動の充実
1 学校と家庭・地域の連携・協働体制の構築　2 市民活動との連携の促進
1 幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実　2 パラスポーツの促進　3 子供のスポーツの振興 4 スポーツに関する情報提供の充実　5 地域におけるスポーツ活動への支援　6 地域クラブ活動の充実
1 スポーツ団体の活動の促進　2 青少年の競技スポーツの普及
1 スポーツ施設の有効利用　2 スポーツ施設の整備

第４章　施策の展開

Ⅰ　確かな学力と時代の変化に対応する力の育成

施策１　確かな学力の育成

【 現状と課題 】

・児童生徒の学力向上を目指し、教育指導方法の工夫や各種学力調査の結果を通じた授業改善、教員の指導力向上に取り組んでいます。ＧＩＧＡスクール構想※による１人１台端末の活用や電子黒板の設置を通じて、児童生徒の思考力、判断力、表現力を育む授業の展開も進めています。また、「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン” ※」や「学力向上ストラテジープラン※」を策定し、ＰＤＣＡサイクル※を活用することで教育目標の達成に向けた進行管理を行っています。

・「全国学力・学習状況調査」及び「埼玉県学力・学習状況調査」の結果については、それぞれ学年・教科において課題がある状況も見受けられますが、そのなかでも「話す・聞く・書く・読む」の言語活動を通じた基礎的・基本的事項の定着が図られています。しかし、学力や学習意欲には個人差があり、自ら課題を見つけたり、解決に向けて動いたりすることが苦手な児童生徒もおり、個々に応じたきめ細かな指導が求められています。

・ＩＣＴ※を活用した教育においては、児童生徒の情報リテラシー※を育むことが課題であり、そのためには低学年からのＩＣＴ※活用の事例共有や計画的な環境整備の必要があります。

・「小・中学生学習支援事業※」では、参加者の事前事後のテスト結果において大幅な向上が見られる一方で、参加者が限定的であることや、学校間の参加者数の差が課題となっています。

【 施策の方向性 】

- 児童生徒の学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進します。（取組１）
- 学習データを活用した個に応じた指導を推進します。（取組２，３，４）
- 児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図ります。（取組３，５）
- 児童生徒の主体的な学習の励行と補充学習を推進します。（取組１，５）
- ＩＣＴ※機器の利活用の推進と教員の指導力向上や学習環境の向上を図ります。（取組１，３，６）

【 取組 】

1 学力向上を目指した教育の展開［教育指導課・教育センター］ 重点

・授業の目標を明確にし、児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を習得するとともに、個別最適な学び※と協働的な学び※の一体的な充実を図り、児童生徒の資質・能力※の向上につながる授業を推進します。
・各校策定の「学力向上ストラテジープラン※」に基づいた学力向上についてのＰＤＣＡサイクル※の確立を支援します。
・ＩＣＴ※機器を効果的に活用できる教育環境を整備し、教員の活用技術と指導方法を高める研修会等を実施することで、効果的でわかる授業を展開します。
・「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン” ※」による学力向上に向けた提言を実践に生かします。

2 各種学力調査の結果分析と学習指導の充実［教育指導課］

・「全国学力・学習状況調査」、「埼玉県学力・学習状況調査」などの分析結果から、各学校の課題を明確にし、実態に合わせた指導を計画的・継続的に推進します。

3 少人数指導などによる個に応じた学習指導の充実［教育指導課］

・児童生徒一人一人が基礎的・基本的な知識・技能を身に付け、「わかる喜び」、「学ぶ楽しさ」を実感できる個別最適な学び※と協働的な学び※の一体的な充実を図る指導に取り組みます。
・わくわく支援員※やアシスタントティーチャー※などを配置して、きめ細かな指導の充実に取り組みます。
・ＧＩＧＡスクール構想※による新たなＩＣＴ※環境や先端技術の活用等により、児童生徒一人一人に応じた学習支援を行い、学力と学習習慣の定着を図ります。

4 各種調査研究活動の成果を生かした学習指導の充実［教育指導課・教育センター］

・各種研究委員会や研究委嘱校の研究成果を全学校に周知し、授業に生かすことにより指導を充実します。
・研究の成果とともに学習教材や学習指導案などの情報を教育情報ネットワークで共有し、教職員がこれらを効果的に活用して指導を充実します。
・ユニバーサルデザイン※の視点に立った学習指導を推進し、誰にでも、よりわかりやすい授業を目指します。
・学力向上の取組で成果が表れた学校の方策を全学校に周知し、授業に生かすことにより指導を充実します。

5 小・中学生学習支援事業※の実施［教育センター］

・「小・中学生学習支援事業※」を通して、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化などを支援し、学力向上に向けた様々な取組を行います。

6 家庭学習の励行に関する取組の推進［教育指導課・教育センター］

・学校における学習指導や小・中学生学習支援事業※などにより、家庭学習に取り組む児童生徒の人数を増やします。

・狭山市共通のＡＩ型オンライン学習ドリル等の活用を推進し、家庭学習の習慣化と効果的な学習を促します。

【 成果指標 】

項目		実績値（令和６年度）				目標値（令和 12 年度）
	教科	小学校		中学校		
		狭山市	埼玉県	狭山市	埼玉県	
埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率（※）	国語	52.8%	55.1%	62.2%	62.2%	全教科で県平均正答率を上回る
	算数	53.5%	55.6%	－	－	
	数学	－	－	53.4%	53.2%	
	英語	－	－	57.5%	58.2%	

※実施学年：教科

小学４年生から中学１年生まで：国語、算数（数学）

中学２年生及び３年生：国語、数学、英語

施策２　時代の変化に対応した教育の推進

【 現状と課題 】

・コミュニケーション能力の育成に向け、国語科を中心に言語活動の充実を進めていますが、他にも問題発見・解決能力、情報活用能力等の育成の必要があります。
・児童生徒が自身の変容や成長を振り返ることができるようキャリアパスポート※を活用しています。しかし、「働くこと」の現実や必要な資質・能力※の育成につながらない場合があるため、キャリア教育全体の指導内容を充実させる必要があります。
・狭山市情報活用能力育成指標を策定し、児童生徒が９年間を通じて情報活用能力を身に付けられる学習活動を推進しています。また、校務支援システム※や電子黒板、オンライン研修を活用した教職員向け研修会を実施しています。一方で、児童生徒の情報活用能力をさらに高めるデジタルコンテンツの充実やＩＣＴ※を効果的に活用した個別最適な学び※と協働的な学び※を推進する必要があります。
・環境問題が地球規模で広がりを見せるなかでは、環境への負荷を軽減し、持続可能な社会※を構築することが課題となっていることから、これに沿って、学校における環境教育の充実を図る必要があります。
・市内の小・中学校に語学指導助手（ＡＬＴ）や英語活動支援員※（ＡＴ）を配置し、英語教育を推進しています。英語体験活動などの英語を使う機会を増やす取組を通じ、児童生徒の学習意欲と英語力の向上を図る必要があります。
・グローバル化が進展するなかでは、児童生徒に、我が国と郷土の伝統文化への理解を深め、愛着を育む教育を推進していく必要があります。

【 施策の方向性 】

● コミュニケーション能力、問題発見・解決能力を育成します。（取組１）
● 児童生徒の発達の段階に応じて、勤労観や職業観を育成するため、キャリア教育を推進します。（取組２）
● 児童生徒の情報活用能力を育成します。（取組３）
● 環境への負荷の少ない持続可能な社会※の構築に向けて環境教育を推進します。（取組４）
● グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進します。（取組５）
● 児童生徒の英語教育などの充実を図ります。（取組６）
● 伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度を養います。（取組７）

【 取組 】

１　コミュニケーション能力の育成［教育指導課］

・国語科を中心に、各教科の授業や行事など、教育活動全体のなかで言語能力※を育成します。
・児童生徒が望ましい人間関係を築くことができるよう、あいさつ運動や話し合い活動、異年齢活動、地域との交流等、他者と関わる様々な活動に取り組みます。

2 キャリア教育の推進［教育指導課］

・児童生徒がキャリア教育について、自らの学習状況や自身の変容、成長を自己評価できるようキャリアパスポート※を作成し、活用していきます。

3 情報教育の推進［教育センター］ 重点

・ＧＩＧＡスクール構想※の実現を通して、児童生徒が情報化の進展に適応できる知識や技能を高めるとともに、ＩＣＴ※の効果的な活用による個別最適な学び※と協働的な学び※を推進します。
・情報社会のルールやセキュリティといった情報モラルについての指導を充実します。
・ＧＩＧＡスクール構想※の実現にかかる環境整備や教員の資質の向上に向けた実践的な研修会を実施します。

4 環境教育の推進［教育指導課］

・児童生徒の発達の段階に即し、自然に対する感謝と尊敬する心や、環境を大事にしようとする心を育てるとともに、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれる能力・態度を育成する教育を推進します。
・環境課と連携してアダプトプログラム※を活用した教育活動に取り組みます。

5 国際理解教育の推進［教育指導課・教育センター］

・小学校の英語活動及び小・中学校の英語教育等を推進するなかで、外国の文化に対する理解を深める教育を推進します。
・総合的な学習の時間などを活用して、国際理解、異文化理解をテーマにした学習を推進します。

6 英語教育の充実［教育センター］ 重点

・「教育課程特例校※」を活用し、小学校低学年を対象に英語教育を推進し、英語による「聞くこと」、「話すこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力※を育成します。
・ＡＬＴ（語学指導助手）の小・中学校及び幼稚園への派遣や小学校英語専科教諭※等を活用するなど、より効果的な英語教育を推進します。
・英語教育における小・中学校間の円滑な接続のため、教職員等の指導力向上のための研修を推進します。
・英語体験活動などの英語を使う機会を増やす取組や公費による英語検定の受験を通じて、英語に対する学習意欲及び英語力の向上を図ります。

７ 伝統文化教育の推進［教育指導課・社会教育課・公民館］

・児童生徒が我が国と郷土の伝統文化に接することのできる機会を拡充することにより、児童生徒が伝統文化に対する理解を深めるとともに、我が国と郷土への愛着を育む教育を推進します。

・社会科副読本「さやま」※を活用して、郷土狭山の理解を深め、郷土を誇れる児童を育成します。

・学校と博物館や公民館が連携して郷土を学ぶ機会を増やします。

【 成果指標 】

項目	実績値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
ＣＥＦＲ（セファール）のＡ１相当レベル(※)以上の英語力を持った生徒の割合	53.1%	国の目標値(R9)を上回る　60.0%

※ＣＥＦＲ（セファール）のＡ１相当レベル
実用英語技能検定３級、ＴＯＥＩＣスコア 320～620、ＧＴＥＣスコア 270～689、ケンブリッジ英語検定スコア 110～119 に相当する英語力のこと

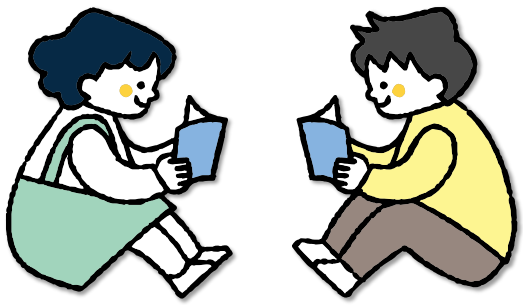

施策３　ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の推進

【 現状と課題 】

・ＥＳＤ※（持続可能な開発のための教育）の推進として、社会科・理科・道徳科・総合的な学習の時間を中心に「主体的・対話的で深い学び※」の実践を通して、現代社会の課題を自分事として捉える教育に取り組んでいます。今後は児童生徒が学習活動を生活に結びつける意識を高めるため、体験活動や問題解決に重点を置いた参加型学習の更なる充実が課題となっています。

・地域との連携強化を目的に、親子除草作業や家庭教育学級※・家庭教育合同研修会※の開催、ＰＴＡ主催によるバザー等を実施し、活動を通じて環境整備や人権、多様性の啓発を図っています。今後は学校運営協議会※や地域学校協働活動※（ＳＣＳＣ）との更なる連携、地域団体や人材を生かした体験活動を拡充する必要があります。

【 施策の方向性 】

- 持続可能な社会※の創り手となる力を育成します。（取組１）
- 「主体的・対話的で深い学び※」の実現に向けた授業改善を図ります。（取組１）
- 体験・探求・問題解決に重点を置いた学習者主体の参加型学習を推進します。（取組２）

【 取組 】

１　ＥＳＤ※（持続可能な開発のための教育）の推進［教育指導課］

・ＥＳＤ※の推進を図り、現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、また、そのことによって多面的・総合的に探究する学友活動を展開したり、人とのつながりや身に付けたことを生活や社会につなげたりする持続可能な社会※づくりの担い手を育む学習を展開します。

・「主体的・対話的で深い学び※」を意識した授業づくりについての研鑽を深め、学習指導に生かします。

２　地域との連携［教育指導課］

・ＥＳＤ※の推進が身近なところから取り組むことに重点を置いていることから、ＰＴＡや青少年育成地域会議等の関係団体や地域に、学校の取組への理解を図り、協力・連携した活動に取り組みます。

施策４　幼児教育の推進

【 現状と課題 】

・幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、情報共有や交流計画の話し合いを行っています。しかし、子供の発達や学びの連続性を確保する具体的なカリキュラムの実施や教育方法を充実させる必要があります。
・保護者のリフレッシュや就労などの理由による預かり保育のニーズの高まりに応じて、長期休業中等の預かり保育を実施しています。
・公立・私立の幼稚園合同研修会等を開催し、幼稚園教諭の資質の向上を図っていますが、引き続き、研修内容の充実が求められます。
・県の啓発資料「３つのめばえ」等を活用し、各園にて家庭と連携した教育を実施していますが、引き続き啓発資料等の活用により共通の理解を持って幼児の成長を支援する必要があります。

【 施策の方向性 】

- 様々な遊びや体験を通して「生きる力」の基礎を育む教育を推進します。（取組１）
- 子育て支援の充実を図ります。（取組２）
- 教職員の資質の向上に取り組み、幼児の個に応じた効果的な教育を推進します。（取組３）
- 家庭や地域と連携・協力した幼児教育を推進します。（取組４）

【 取組 】

１　幼児教育の推進［教育指導課］ 重点

・幼稚園教育要領※の定着を図り、家庭との連携のもとに「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
・幼児教育に関する各種調査研究活動の成果を生かして、指導を充実します。

２　預かり保育の推進［学務課］

・入間川幼稚園で、預かり保育を引き続き実施し、保護者の子育てを支援します。

３　教職員の資質の向上［教育指導課］

・教職員を対象とした研修会を実施するなど、指導方法の工夫・改善に取り組みます。
・幼稚園教育に関する幼児への支援法や環境づくり等についての研究を委嘱し、園の実態に合った研究を通して、教職員の資質の向上を図ります。

４　家庭と連携した教育の推進［教育指導課・学務課］

・埼玉県が子育ての目安としてまとめた啓発資料「３つのめばえ」の考え方を家庭に普及し、幼稚園と家庭が連携した子育てを推進します。

施策５　特別支援教育の推進

【 現状と課題 】

・狭山市就学支援委員会を通じて、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対する就学支援を行っていますが、支援を必要とする幼児や児童生徒が増加傾向にあります。
・小・中学校の特別支援学級、通級指導教室、通常学級で個別の支援を必要とする全ての児童生徒に対して、個別の指導計画を作成していますが、計画の見直しや引継ぎ内容の向上を図る必要があります。
・市立幼稚園において、障害や外国籍等、特別な支援が必要な幼児に対応できる組織体制を充実させ、個に応じた適切な指導に取り組んでいくことが必要です。
・全小・中学校に特別支援学級を設置し介助員の増員や専門家による巡回指導、研修の実施を通じて支援の強化をしていますが、特別支援学級在籍者数及び通級指導教室利用者の更なる増加に伴い、担当教員の育成や支援を充実する必要があります。

【 施策の方向性 】

- 関係機関と連携し、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対して、ニーズに応じた適切な相談や指導を行います。（取組１，３）
- インクルーシブ教育※の理念に基づき、障害のある幼児や児童生徒一人一人のニーズに応じて、合理的配慮※を行い、適切な教育を推進します。（取組２，３）
- 教職員に対する研修を計画的に実施するとともに、保護者からの相談に適切に対応します。（取組４）

【 取組 】

１ 就学支援の充実［教育指導課・教育センター］

・関係機関との連携のもとに、特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対する就学支援を充実します。
・学識経験者や医師、教員、行政を構成メンバーにした就学支援委員会を活性化します。

２ インクルーシブ教育※の推進［教育指導課・教育センター］

・障害のある幼児や児童生徒が、その実態や保護者の願いに基づいた教育を受けることができるよう、個別の指導計画などを作成し、卒業までの長期的な視点に立って適切な指導を推進します。

３ 幼稚園における支援の充実［学務課］

・特別な支援を必要とする幼児の受け入れに伴い、市立幼稚園に特別支援に対応するための幼稚園教諭を配置し、個に応じた適切な指導の充実を図ります。

４ 小・中学校における支援の充実［教育指導課・教育センター］ 重点

・介助員の配置、専門家による巡回などを通して、障害のある児童生徒への支援体制の充実を図ります。

・教職員等のサポート力向上等のための研修を計画的に実施するとともに、保護者からの相談に適切に対応できる体制を充実します。

・特別支援教育コーディネーター※を中心に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の実態把握に努め、個のニーズや保護者の願いに応じた支援ができるよう、校内就学支援委員会の充実を図ります。

Ⅱ 豊かな心の育成と健康・体力の増進

施策１　豊かな心の育成

【 現状と課題 】

・小・中連携で授業規律等の統一を実践している一方、規律ある態度の定着においては、継続的に課題となっている項目があり、学校・家庭・地域が連携して改善していく必要があります。

・道徳科の研究や県の副読本「彩の国の道徳」の効果的な活用を進め、「考え・議論する道徳」を推進しています。また、自他の命の尊重を重点とした教育活動を展開しています。

・中学校において「いのちの授業」を実施し、乳幼児との交流や妊婦体験等を通じて命の尊さを実感する機会を提供しています。

・学校図書館と市立図書館との連携を通じて出前講座（ブックトーク）の活用や児童書展示など、図書館利用の幅を広げる一方、一部の学校で朝読書の時間が削減されており、学校図書館司書の増員や朝読書に代わる取組の模索が求められています。

・体験学習、職場体験学習など、多様な体験活動を実施しています。地域の特色を生かした取組が進む一方で、活動内容や地域によっては実施が難しい場合があり、活動の幅をさらに広げていく必要があります。

・教職員に対する同和問題やＬＧＢＴＱ※など多様なテーマに対応した人権研修を実施しています。一方、学校ごとの取組に温度差があるため、好事例を共有する場の設定が課題となっています。

【 施策の方向性 】

- 児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。（取組１）
- 様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。（取組２）
- 自分を大切にするとともに他者も大切にする意識や意欲の向上を図ります。（取組３）
- 家庭・地域・学校における子供たちの読書活動を推進します。（取組４）
- 市立図書館と学校図書館の連携した活動を通して「第３次狭山市子ども読書活動推進計画」をさらに推進します。（取組４）
- 子供たちの豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進します。（取組５）
- 様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。（取組６）

【 取組 】

1 規律ある態度の育成［教育指導課］

・児童生徒が基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることにより、規範意識※を育み、社会生活のなかで、規律を守って行動できる態度を育成します。

2 道徳教育の充実［教育指導課・教育センター］

・道徳科の時間を中心に、教育活動全体を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。
・道徳教育への保護者や地域からの参画推進と、家庭教育への波及を図ります。
・道徳科における指導方法、評価方法の研究・研修の推進を図ります。

3 命を大切にする教育の推進［教育指導課・教育センター・学務課］

・中学校で、命の大切さを実感し、他者への思いやりや自己肯定感を高めることを目的として、「いのちの授業」を開催します。

4 読書活動の推進［教育指導課・図書館］

・学校図書館を充実するとともに、朝読書の時間の確保など、児童生徒の読書活動を推進します。
・学校図書館司書を配置し、学校図書館の資料の閲覧、貸出、ガイダンス、レファレンスサービス※を推進します。
・小学校の低・中・高学年、中学生に分けて発達の段階にあわせた推薦図書（子どものときに読みたい本100冊）の紹介を通じて、読書の楽しさや意義を体感できるようにします。
・子供の読書活動に関わる施策を総合的かつ体系的に進めるため、市立図書館と学校図書館が連携し「第３次狭山市子ども読書活動推進計画」を推進します。
・市立図書館では、学習内容に応じた図書の団体貸出を行うなど、学校図書館を支援します。

5 体験活動の推進［教育指導課］

・全ての児童生徒が、発達の段階に応じて様々な活動を体験できるよう、「埼玉の子ども70万人体験活動」事業を通して、自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・ＮＰＯなどと連携して、体験活動を推進します。

6 人権教育の充実［教育指導課］ 重点

・人権感覚育成プログラム※やいじめアンケート調査の結果などを活用するなかで、児童生徒が人権を尊重する意識の高揚につながる取組を行います。
・同和問題や児童虐待、性的マイノリティ※への偏見や差別、インターネットを利用した人権侵害など様々な人権問題を理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする児童生徒を育成します。
・人権教育研修を年間研修計画のなかに位置付け、人権教育の指導を充実します。
・人権推進協議会と連携して、人権教育研修会※や人権教育実践研究会※などを開催し、学校における人権教育の指導をさらに充実します。
・児童虐待から児童生徒を守るため、早期発見・早期対応への研修を充実させ、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止を推進します。

【 成果指標 】

項目			実績値（令和６年度）		目標値（令和12年度）
埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度（※）			小学校	中学校	全項目80.0%以上
けじめのある生活ができる	時刻を守る	登校時刻	94.7%	97.6%	
		授業開始時刻	91.2%	98.4%	
	身の回りの整理整頓をする	靴そろえ	82.9%	92.5%	
		整理整頓	79.7%	79.4%	
礼儀正しく人と接することができる	進んであいさつや返事をする	あいさつ	77.1%	84.6%	
		返事	89.1%	92.7%	
	丁寧な言葉遣いを身につける	丁寧な言葉遣い	87.2%	93.1%	
		やさしい言葉遣い	84.9%	91.0%	
約束やきまりを守ることができる	学習のきまりを守る	学習準備	85.5%	93.8%	
		話を聞き発表する	76.6%	83.0%	
	生活のきまりを守る	集団の場での態度	86.1%	95.2%	
		掃除・美化活動	89.5%	91.8%	

※実施学年：小学4年生から中学3年生まで

施策２　生徒指導の充実

【 現状と課題 】

・児童生徒や保護者からの相談に対応するため、全校にスクールカウンセラー※とさやまっ子相談員等を配置しています。また、教育相談員やスクールソーシャルワーカー※が専門的な相談・指導を実施していますが、関係者間の更なる連携の強化を図っていく必要があります。

・いじめの防止対策については、国や県からの通知、学校への訪問を通じて、各校の実態を把握し、指導・助言を行っているほか、各校におけるいじめ防止の取組を紙面発表しています。

・学校生活充実支援委員会を開催し、各校へ好事例を周知しています。また、茶レンジルーム「ひだまり」を拡充し、不登校児童生徒の居場所づくりを進めていますが、好事例の普及や茶レンジルーム「ひだまり」と学校との連携強化を図る必要があります。

・生徒指導担当の指導主事を中心に少年指導員として街頭補導を実施し、非行や問題行動の発生防止に努めています。また、学校警察等連絡協議会※（学警連）を通じて関係機関と情報を共有しています。

・狭山市情報活用能力育成指標を示し、児童生徒が情報モラルを主体的に学べる環境の整備を進めています。また、ｅラーニング教材のＮｅｔモラルの導入により情報モラル教育を推進していますが、こうした教材の活用率を高める必要があります。

【 施策の方向性 】

- 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。（取組１）
- 「いじめ防止対策推進法」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。（取組２）
- 不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向け、児童生徒が安心して学ぶことができる学校づくりや小・中学校の円滑な接続を推進します。（取組３）
- 個々の不登校児童生徒に対して多様で適切な教育機会を確保するなど、状況に応じた支援を推進します。（取組３）
- いじめ・非行・問題行動等を防止し、有害環境から子供を守るため、家庭・地域と協力した取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図ります。（取組４，５）

【 取組 】

1 相談・指導の体制の充実［教育センター］

・教職員が相互に連携して、個々の児童生徒の状況を把握し、必要により相談や指導を適切に行うなど、教職員による相談・指導を充実します。
・児童生徒や保護者からの相談に応じて必要な指導を行うため、各小・中学校に配置しているさやまっ子相談員及びスクールカウンセラー※による相談・指導の体制を充実します。
・児童生徒、保護者及び教職員などからの専門的な相談に応じて、必要な指導を行うため、教育センターに配置している教育相談員による相談・指導を充実します。

2 いじめの防止対策の推進［教育指導課・教育センター］

・児童生徒に対する人権尊重意識の啓発などを通して、いじめの発生防止の取組を促進します。また、学級集団の状態や、一人一人の意欲・満足感などを把握するアンケートを実施し、児童生徒の理解に努めます。
・教職員間の連携や校内の相談員との連携、さらには学校と教育相談員との連携を密にして、いじめの早期発見の教育相談体制を充実します。
・インターネット上のいじめやネットトラブルの防止に向けた、児童生徒や保護者に対する啓発を行うとともに、関係機関と連携して、いじめの早期発見の取組を推進します。
・いじめの発生が確認された場合には、保護者と連携して、関係する児童生徒に対して適切に指導を行うなどして、問題の解決に向けた組織的な取組を行います。

3 不登校の防止対策の推進［教育指導課・教育センター］ 重点

・学校・関係機関等が連携し、未就学時からのより適切な教育環境の在り方を研究し、保護者の子供に対する理解を促進することで、不登校の発生の防止や、社会的な自立に向けての支援に取り組みます。
・教職員や校内の相談員による相談体制と教育相談員による相談体制を充実させて、不登校の発生の防止に向けた取組を推進します。
・不登校の児童生徒とその保護者に対して、教職員や校内の相談員により定期的に家庭訪問などを行い、社会的な自立に向けての相談の充実を図ります。
・不登校の児童生徒の社会的な自立に向けて、児童生徒とその保護者に対する教育センターでの相談や、茶レンジルーム「ひだまり」での指導を充実します。
・不登校児童生徒の心のケアと学習の支援を行うための校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の活用を推進します。

４ 非行・問題行動の防止対策の推進［教育指導課・教育センター］

・非行・問題行動の発生の防止に向けて、保護者・地域・関係機関などと連携して、啓発活動に取り組むとともに、必要な指導等を行います。
・学校の長期休業期間などに、保護者・地域・関係機関などと連携して、防犯パトロールを行うなどして、非行・問題行動の発生防止に向けた取組を充実します。

５ 有害環境の排除対策の推進［教育指導課・教育センター］

・児童生徒が、発達の段階に応じて、インターネットを適切に活用できるよう、情報活用能力を育成し、情報モラルを身に付けさせる学習活動を推進します。
・児童生徒を取り巻く社会環境の浄化に向けて、関係機関が連携して、啓発や指導などの充実を図り、児童生徒の非行や犯罪の防止に取り組みます。
・インターネット上の有害情報から児童生徒を守るため、関係機関との連携により、フィルタリングの利用や、必要がない場合にはスマートフォン等を所持しないことも含めた、インターネットの利用に関する親子間のルールづくり等について、児童生徒や保護者に対しての普及啓発活動を推進します。

【 成果指標 】

項目	実績値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
いじめの解消率	85.7%	100%
不登校児童生徒の学校内外の機関等で相談・指導等を受けた人数の割合(※)	42.7%	60.0%

※令和６年度小・中学校別の実績値：小学校39.2%／中学校45.0%

施策３　体力と健康の増進

【 現状と課題 】

・学校指導訪問において、指導主事が授業参観を行い、体育授業の基礎・基本に関する指導を教員へ実施して、訪問後の指導内容のフォローアップを図っていく必要があります。
・市内小・中学校が、新体力テストの結果をもとに「体力プロフィールシート」等を活用し、各校の課題解決に活用していくことが重要となっています。
・体力向上推進委員会を開催し、各校へ研究成果を周知するとともに、小・中学校体育連盟の研究授業や講習会を通じた教員支援を行っています。今後は、授業研究をもとにした体力向上研究委員会や市教育委員会と小・中学校体育連盟の連携強化が求められています。
・部活動については、休日部活動の地域展開に向けた実証事業を行った結果等を踏まえ、地域クラブの体制整備等を図ってきました。今後は、平日部活動の地域展開についても検討が必要です。
・各学校が学校保健計画を策定し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育を推し進め生活習慣の定着を図るとともに、安心して学校生活を送れるよう環境を整えることが重要です。
・栄養教諭等による授業や訪問指導を通じて食育※を推進していますが、こうした活動の趣旨を広く伝えることが重要となっています。
・献立の工夫により、カルシウムや鉄、ビタミンＣなど不足しがちな栄養素の充足を図っていますが、物価高騰による食材料費への対応が喫緊の課題となっています。
・水泳学習においては、児童生徒の泳力の向上、プールの水質管理に伴う教員の負担軽減、プール施設の老朽化対策等、複合的な課題の解決が求められています。

【 施策の方向性 】

- 児童生徒一人一人の実態に合った体力の向上を図ります。（取組１，８）
- 生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、体育的活動の内容や指導方法の改善・充実を図ります。（取組２，３，８）
- 部活動から地域クラブ活動※へのスムーズな移行に向けて運営体制を整えます（取組４）
- 時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健の充実を図ります。（取組５）
- 子供の基本的な生活習慣の確立を推進します。（取組５）
- 食事についての正しい知識や、望ましい食習慣を子供たちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育※を推進します。（取組６，７）

【 取組 】

1 基礎体力の向上［教育指導課］ 重点

・運動の基本的な知識や技能を身に付け、「めあてをもって進んで運動　仲間と学ぶ　喜びあふれる体育授業」を推進し、児童生徒の基礎体力の向上に取り組みます。
・体育の授業を通して、運動の楽しさやできる喜びを味わえるようにし、生涯にわたりスポーツに親しむ力を育成します。

2 体力テスト結果の分析と体育指導の充実［教育指導課］

・「新体力テスト」の分析結果から、各小・中学校の課題を明確にして、学校の実態に応じた「体力プロフィールシート」等を活用し、これに基づき体育指導に継続的に取り組みます。

3 学校体育の充実［教育指導課］

・体力向上推進委員会と小・中学校体育連盟が中心となり、児童生徒の体力向上に向けた具体的な方策を研究し、その成果を各学校で生かすことにより、学校体育を充実します。

4 部活動から地域クラブ活動※へのスムーズな移行［教育指導課・社会教育課・スポーツ振興課］ 重点

・部活動から地域クラブ活動※へのスムーズな移行のため、狭山市スポーツ協会などの関係団体と連携しながら、生徒が活動する環境を整えます。
・部活動指導については、「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に則り、顧問、部活動指導員※、部活動支援員による適切な指導の徹底を図ります。
・児童生徒の体育活動や文化活動の振興を図るため、大会や行事などの校外活動の参加に必要な経費に対して助成を行います。

5 学校保健の充実［教育指導課・学務課］

・各学校において、学校保健委員会を中心に、学校保健計画を作成し、家庭や関係機関との連携のもとに健康教育や日常の指導の充実を図り、児童生徒の基本的な生活習慣や健康に対する自己管理能力の定着を図ります。
・薬物乱用防止や性教育などに関して、児童生徒が正しい知識の習得と行動の選択ができるよう指導を充実します。
・小・中学校の児童生徒用トイレに生理用品を設置し、安心で快適に学校生活が送れる環境を整えます。

6 食育※の推進［教育指導課・学校給食センター］

・栄養教諭や学校栄養職員を活用して、「食」の大切さや栄養バランスの重要性などを児童生徒に効果的に指導します。
・教職員や保護者を対象に、食育※に関する研修会を計画的かつ継続的に開催します。
・学校給食を通して、児童生徒に地域の伝統的な食文化の紹介を行います。

7 安全・安心な学校給食の充実［学校給食センター］

・学校給食摂取基準に基づいて、主食・主菜・副菜がそろい栄養バランスを考慮した安全でおいしい給食を提供します。
・地産地消の観点から、地元で生産された農産物の使用を推進します。
・食物アレルギーのある児童生徒に対応するため、アレルギー対応食を充実します。
・学校給食に対する保護者の理解を深めるために、給食の献立やレシピなどの情報提供を推進します。

8 さやまっ子スイスイプロジェクト事業（小学校水泳授業の民間委託）の実施［教育指導課・教育総務課・教育施設管理課］

・児童の泳力の向上や教員の負担軽減、施設の老朽化対策等の課題解決を図るために実施する「さやまっ子スイスイプロジェクト」として、民間スイミングスクールを活用した水泳指導（実技）と水難事故防止教育（座学）を行います。

【 成果指標 】

項目	実績値（令和６年度）		目標値（令和 12 年度）
新体力テストの５段階総合評価のうち上位３ランク（Ａ・Ｂ・Ｃ）の児童生徒の割合	小学校	中学校	県の目標値(R10)を上回る 小学校 86.0% 中学校 89.0%
	77.5%	79.2%	

Ⅲ 質が高く魅力ある教育環境の充実

施策１　教職員の資質の向上

【 現状と課題 】

・学習支援ツールやデジタルドリル、ＩＣＴ※機器の活用をテーマに、研修を実施しています。引き続き、ＩＣＴ※を効果的に活用した個別最適な学び※と協働的な学び※の推進に向けた研修の充実が求められています。
・全小・中学校で人事評価制度を活用していますが、管理職向け研修や校長会議での説明をさらに充実させ、制度の有効活用を進める必要があります。
・「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”※」をもとに、主体的・対話的で深い学び※の実現に向けた授業を展開しています。今後は、他校の好事例を効果的に共有しながら、研修会や学校指導訪問を通じて教員の授業力を高めていくことが重要です。
・安全教育や体力向上、英語教育などの課題に対応する調査研究活動を実施し、研究成果を各校に周知しています。
・全教職員を対象に、ｅラーニング教材のＮｅｔモラルやＩＣＴ※機器の操作研修会、校務支援システム※研修会を実施しています。さらに、ＩＣＴ※支援員を市内全小・中学校及び教育センターに派遣してサポートしています。
・全校にスクール・サポート・スタッフ※を配置し、教職員の業務効率化を進めています。また、ストレスチェックやメンタルヘルス※のための研修会も実施しています。
・教職員の長時間勤務等が指摘されており、教職員の働き方改革により、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させる必要があります。
・教職員の不祥事は児童生徒・保護者・関係する多くの方々の心を傷つけ、市民からの教育への信頼を失わせるものであり、教職員の不祥事根絶に向けて規律順守を徹底する必要があります。

【 施策の方向性 】

- 教職員のキャリアステージに応じた研修や教育方法等の改善に向けた調査研究の充実を図ります。（取組１，３，４，５）
- 教職員の人事評価制度を活用し、教職員の公正な人事管理や資質・能力※の向上に取り組みます。（取組２）
- 学校における諸課題の解決に取り組むことができる学校の組織体制づくりを推進します。（取組６）
- 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど、教職員を支援するための取組を進めます。（取組６，７）
- 教職員の長時間勤務の縮減を図ることで、子供と向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるため、学校における働き方改革を推進します。（取組７）
- 「不祥事根絶アクションプログラム」に掲げた取組の推進などにより、教職員による不祥事の根絶を図ります。（取組８）

【 取組 】

1 研修の計画的な実施［教育センター］ 重点

・教育内容の多様化に適切に対応して、児童生徒の生きる力を育むために、教職員を対象とした研修を計画的に実施し、指導力の向上に取り組みます。
・ＧＩＧＡスクール構想※によるＩＣＴ※の効果的な活用や学習形態の工夫等を通して、児童生徒の主体的な学習が展開できる環境整備や教員の資質の向上に向けた実践的な研修会の企画運営を推進します。

2 人事評価システムの充実［教育指導課・教育センター］

・学校目標の具現化を図るため、個々の教職員がそれぞれの目標に取り組むことを通して、教職員が一体となって、学校全体がチームとして教育力を高めていくことができるよう、教職員の人事評価制度を活用します。

3 指導力向上のための支援ツールの活用［教育指導課・教育センター］

・各種研究委員会で作成した「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”※」「道徳教育Ｑ＆Ａ」等の活用を図り、教職員の授業力の向上を図ります。
・教員に求められる授業スタイルを会得し、児童生徒の学習指導に臨み授業力が向上するよう、指導主事や管理職が「狭山市学力向上“茶レンジ・プラン”※」を活用した授業の指導をします。

4 各種調査研究活動の充実［教育センター・教育指導課］

・教育の今日的課題に的確に対応して、教育活動の改善や向上に取り組むため、各種の調査研究活動を実施します。
・授業研究会の開催、研究成果の発表、研究紀要の作成などを通して、調査研究活動の成果を教職員に広めることにより、指導力の向上を図ります。

5 教職員の情報活用能力などの向上［教育センター］

・ＩＣＴ※に係る研修会を開催し、教職員のＩＣＴ※の効果的な活用や指導に関する能力と情報モラルの向上に取り組みます。
・民間ノウハウの活用により、学校教育に理解のある人材をＩＣＴ※支援員として各学校に派遣し、ＩＣＴ※機器の操作方法や授業での活用方法などの教職員からの相談に対応するなどの支援を行います。

6 持続可能な学校指導・運営体制の構築［教育指導課・教育センター］

・業務の効率化などに向けた取組を進め、教職員の負担を軽減し、児童生徒と向きあう時間を確保するためにスクール・サポート・スタッフ※事業を活用します。
・教職員の在校時間の調査を通して、勤務実態を掌握し、ワーク・ライフ・バランスの実現とともに、メンタルヘルス※に関する研修会を実施するなど、教職員のメンタルヘルス※対策に取り組みます。

7 小・中学校における働き方改革の推進［教育指導課・教育センター］

・小・中学校において、ワーク・ライフ・バランス等に関する研修の充実を図ります。また、「ふれあいデー」「ノー残業デー」「学校閉庁日※」等の設定などによる教職員の意識改革と活力向上を、保護者・地域の理解と協力を得ながら推進します。

・「職場の心理的安全性」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長を実感」を観点としたウェルビーイングの考え方を軸に、教職員にとって「働きやすい」「働きがいのある」職場環境を整備します。

・「狭山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、子供たちにとってより良い教育環境を維持するために、教職員の在校等時間を適正に管理し、教職員の心身の健康の保持増進を図ります。

8 教職員による不祥事の根絶に向けた取組の推進［教育指導課・教育センター］

・校内研修等において「不祥事防止研修プログラム」を活用した研修を定期的、継続的に実施し、教職員の倫理観の向上を図ります。

・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に基づき、教育職員等に対する啓発及び児童生徒等からの相談窓口の設置など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に取り組みます。

【 成果指標 】

項目		実績値（令和６年度）		目標値（令和 12 年度）
埼玉県学力・学習状況調査における「学級での生活が楽しい」と回答した児童生徒の割合(※)	区分	狭山市	埼玉県	県平均を上回る
	小学４年生	92.7%	94.8%	
	小学５年生	93.0%	92.5%	
	小学６年生	87.9%	91.6%	
	中学１年生	90.5%	92.4%	
	中学２年生	93.2%	93.6%	
	中学３年生	92.9%	92.1%	

※実施学年：小学４年生から中学３年生まで

施策２　安全教育の推進

【 現状と課題 】

・小・中学校で交通安全教室を実施し、自転車の安全な乗り方や交通ルールの順守について学ぶ場を提供しています。また、校長会等を通じて、職員のヘルメット着用の徹底を周知し、交通安全・防犯・災害に関する情報提供を行っています。さらに、安全教育研究委員会を通じ、新しい形式の避難訓練や不審者対応訓練の研究成果を小・中学校に広める取組を進めています。
・学校や通学路などにおける様々な事件、事故、災害から児童生徒を守ることや、非常時における市民保護のための対応等が強く求められています。
・学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上が求められています。
・登下校時などにおける児童生徒の安全・安心を確保するため、学校・家庭・地域・関係機関など、地域ぐるみで取り組むことが大切です。

【 施策の方向性 】

- 児童生徒の危険を予測し回避する能力を育成します。（取組１，３）
- 学校と教職員の危機管理能力の向上を図ります。（取組２，３）
- 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。（取組４）

【 取組 】

１　安全教育の推進［教育指導課］ 重点

・児童生徒の安全・安心を確保するため、全ての学校で学校安全を学校経営方針に明確に位置付け、学校安全計画に基づく組織的・計画的な活動を推進します。
・児童生徒が、安全意識を持ち、危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できるよう、避難訓練等の安全教育を計画的に実施します。また、共助、公助の視点を適切に取り入れ、安全・安心な社会づくりに貢献することができる児童生徒を育成します。
・自転車運転に関する講習会などを実施し、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく、安全に生活できる児童生徒を育成します。また、法律によりヘルメット着用が努力義務化されたことや、条例により損害賠償保険等への加入が義務化されていることについて啓発します。

２　学校と教職員の危機管理能力の向上［教育指導課・教育センター］

・各学校において、危機管理マニュアル（防災・防犯マニュアル等）を検証・改善するとともに、それらを的確に活用できるよう、警察等関係機関と連携し教職員研修の充実を図ります。

3 自然災害から児童生徒の命を守る防災体制の強化［教育指導課］

・大雪・ゲリラ豪雨・竜巻・地震など、過去に経験のない規模の自然災害にも対応できるよう、各学校において、災害や地域の実態を踏まえて危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、実効性のある避難訓練の実施など、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。

4 家庭・地域と連携した防犯・交通安全教育の推進［教育指導課］

・児童生徒に対する防犯・交通安全教育を警察等関係機関と連携し進めます。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの活用、スクールガード・リーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進めます。
・通学路の安全点検の実施や地域安全マップの活用など、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取組について、警察等関係機関と連携し充実を図ります。

【 成果指標 】

項目	実績値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
警察等と連携した防犯研修・防犯教育を実施している学校の割合 （現状を維持する）	100%	100%

※ 学校教育における「安全教育」について

学校教育における安全教育は、単なる知識の習得に留まらず、自ら危険を予測し的確に判断して回避できる「主体的に行動する態度」の育成を目指すものです。これは、生涯を通じて安全で安心な生活を送るための基礎となる「生きる力」を養う教育活動です。

《学習項目の整理（３つの柱）》

分野	内容（指導の重点）
生活安全	校内・登下校時を含む日常生活で起こりうる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について理解し、身体への危害を未然に防ぐ能力を養う。ＳＮＳ等に起因する犯罪被害防止など、「非物理的な安全」についても配慮する。
交通安全	様々な交通場面における危険について理解し、交通ルールを守るだけでなく、周囲の状況から「飛び出し」や「巻き込み」などのリスクを予見する能力を培う。自転車の加害事故を防ぐ責任感も醸成する。
災害安全	災害への危険を理解し、正しい備えと適切な判断・行動がとれるようにする。自らの命を守る「自助」を基本としつつ、身近な人と協力し合う「共助」の意識を育てる。地域のハザードマップを活用した、実践的な避難行動にも取り組む。

安全教育の効果を最大化するためには、学校での学びを家庭で話題にすること、地域での見守り活動など、「学校安全の三層構造」が不可欠であり、学校・家庭・地域が一体となって子供の安全確保に努めるものとします。

施策３　一貫教育の推進

【 現状と課題 】

・小・中学校間で合同研修会や連絡会を計画的に実施し、教職員の交流や相互理解を深め、学校間の連携を密にしながら９年間を見通した教育活動を展開しています。今後は、他校の好事例を共有するなど、いわゆる「中１ギャップ※」の解消の更なる推進が求められています。

・幼稚園・保育所（園）・小学校による連携協議会を開催し、幼児教育と小学校教育の接続を強化しています。今後は、子供の発達や学びの連続性を確保するためのカリキュラムを導入した教育方法や「幼保小の架け橋プログラム」を活用した他自治体の好事例を参考とした改善が求められています。

【 施策の方向性 】

- 義務教育９年間を見通し、学習の連続性に配慮した系統的な教育活動を進めます。（取組１）
- 幼稚園・保育所(園)・小学校の連携により、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進します。（取組２）

【 取組 】

１　小・中学校９年間を一貫した教育の推進［教育指導課］

・全ての中学校区で義務教育９年間を見通し、学びと育ちの連続性を重視した教育に取り組むとともに、中学校入学に対する不安を可能な限り軽減します。

２　幼稚園・保育所(園)・小学校の連携の推進［教育指導課］

・幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所（園）・小学校による連携協議会を開催し、幼児と児童の交流や教職員の相互交流などを通して、幼稚園・保育所(園)と小学校の連携を推進します。

【 成果指標 】

項目	実績値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
中学校区ごとの小・中学校合同研修会実施校数の割合（現状を維持する）	100%	100%

施策４　一人一人の状況に応じた支援の充実

【 現状と課題 】

・児童生徒が等しく小・中学校に就学ができるよう、経済的な支援が必要な家庭に対して、就学援助※事業を実施するとともに、奨学金貸付制度を通じて、能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な学生の高等学校や大学などへの修学を支援していくことが必要です。
・日本語指導が必要な児童生徒については、学校生活へ円滑に適応できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かな支援が必要です。
・ヤングケアラー※については、学校における早期発見と適切な支援につなげるとともに、全ての児童生徒に対しヤングケアラー※への理解を促進することが必要です。
・どの学校にもＬＧＢＴＱ※の児童生徒が在籍する可能性があることに鑑み、性の多様性に関する理解促進を図るとともに、ＬＧＢＴＱ※の児童生徒に対し、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を進めることが重要です。

【 施策の方向性 】

- 小・中学校に等しく就学ができるよう、また、高等学校や大学などへの修学機会を確保するため支援します。（取組１，２）
- 日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。（取組３）
- ヤングケアラー※である児童生徒を支援するとともに、ヤングケアラー※に関する理解促進を図ります。（取組４）
- ＬＧＢＴＱ※の児童生徒を支援するとともに、性の多様性に関する理解促進を図ります。（取組５）

【 取組 】

１　小・中学校への就学支援［学務課］

・児童生徒が小・中学校に等しく就学できるよう、世帯の所得の状況に応じて、学用品費などを支給します。

２　高等学校・大学などの修学支援［学務課］

・能力があるにもかかわらず、経済的な理由により、高等学校や大学などに修学が困難な学生への、奨学金の貸与等の制度を周知し、支援していきます。

3 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援［教育指導課・教育センター〕

・日本語指導が必要な児童生徒を適時把握し、当該児童生徒が学校生活へ円滑に適応できるよう、実態に沿った日本語の指導を行うための教員等の配置に努めます。
・日本語指導の実践的な教員研修の実施や、支援が必要な児童生徒に対する特別な教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。

4 ヤングケアラー※への支援［教育指導課・教育センター］

・児童生徒及び教職員等を対象とした講演会の開催など、周知する機会の拡充や研修を実施することで、ヤングケアラー※に関する理解の促進を図ります。
・学校において把握したヤングケアラー※を適切に支援へつなげるため、スクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※等を活用するとともに、支援に必要な情報の共有など福祉関係機関と連携した切れ目のない教育相談体制の充実を図ります。

5 ＬＧＢＴＱ※の児童生徒への支援［教育指導課・教育センター］

・児童生徒の発達の段階に応じた性の多様性に係る教育を行うとともに、教職員等を対象とした研修を実施し、性の多様性の尊重についての正しい理解を深めます。
・学校における様々な面から考えられる配慮について、児童生徒・保護者の心情等を踏まえつつ取組を進めていきます。

施策５　学校施設の充実

【 現状と課題 】

・学校施設の多くが建設後40年以上経過し、建物や設備の老朽化が進んでいるため、「狭山市学校施設長寿命化計画」に基づき、校舎などのリニューアルを進めています。

・教育ネットワークシステムの更新や情報セキュリティ※対策を強化し、オンライン学習支援ソフトの拡充を図るとともに、ネットワークシステムの安定的な運用を進めています。また、小学４年生から６年生まで及び中学校全学年の普通教室へ電子黒板を設置するなどＩＣＴ※環境を整備しています。

【 施策の方向性 】

- 学校施設のリニューアルを計画的に進めます。（取組１）
- 教育情報ネットワークの充実や学校ＩＣＴ※の活用を促進します。（取組２）

【 取組 】

１　学校施設のリニューアルの推進［教育施設管理課］

・学校の校舎などの保全、設備の機能復旧を図るため、「狭山市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設のリニューアルを計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保します。

《具体的な内容》

・校舎等の改修
　校舎等の屋上や外壁、設備などの改修・更新の実施

・トイレの改修
　児童生徒用のトイレの洋式化、設備の更新の実施

・空調設備の整備・更新
　校舎空調設備の更新、体育館空調設備の整備の実施

２　学校ＩＣＴ※環境の充実［教育センター］

・学校情報ネットワークのより一層の向上に向けて、校務支援システム※の活用やネットワーク内セキュリティを強化します。

・ＩＣＴ※を効果的に活用した授業づくりに向けて、学習支援ソフトの充実とこれらを活用した授業の実践力の向上に取り組みます。

・ＧＩＧＡスクール構想※による１人１台端末を効果的に活用して、子供たち一人一人に応じた個別最適な学び※と協働的な学び※を通じて学習活動や学習課題に取り組みます。

【 成果指標 】

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="2">実績値
（令和６年度）</th><th>目標値
（令和 12 年度）</th></tr>
<tr><td colspan="2">小・中学校のトイレの洋便器率</td><td colspan="2">60.9%</td><td>73.8%</td></tr>
<tr><td rowspan="7">【再掲】埼玉県学力・学習状況調査における「学級での生活が楽しい」と回答した児童生徒の割合(※)</td><td>区分</td><td>狭山市</td><td>埼玉県</td><td rowspan="7">県平均を上回る</td></tr>
<tr><td>小学
４年生</td><td>92.7%</td><td>94.8%</td></tr>
<tr><td>小学
５年生</td><td>93.0%</td><td>92.5%</td></tr>
<tr><td>小学
６年生</td><td>87.9%</td><td>91.6%</td></tr>
<tr><td>中学
１年生</td><td>90.5%</td><td>92.4%</td></tr>
<tr><td>中学
２年生</td><td>93.2%</td><td>93.6%</td></tr>
<tr><td>中学
３年生</td><td>92.9%</td><td>92.1%</td></tr>
</table>

※実施学年：小学4年生から中学3年生まで

施策６　学校の規模と配置の適正化の推進

【 現状と課題 】

・少子化の進展等により児童生徒数が減少し、今後も減少傾向が続く見込みであり、学校の小規模化に伴う学習面・生活面・学校運営面等の影響が懸念されます。
・人口の社会増減や宅地開発の動向を反映した児童生徒数の将来推計に基づき「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針※」を改定しました。
・特別許可地区※については、今後も児童生徒数の変化や状況を見極めながら見直しを進める必要があります。

【 施策の方向性 】

● 「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針※」に基づき、小・中学校の規模と配置の適正化を計画的に進めます。（取組１，２）

【 取組 】

１ 学校の規模と配置の適正化の推進［学務課］ 重点

・小規模化による学習指導や学校運営上の課題を早期に解消させる観点から、地区ごとに小学校の規模と配置の適正化を計画的に進めるとともに、普通教室不足となる見込みの学校について、教室不足対策に取り組みます。
・小規模化による集団教育活動への制約や学校運営上の深刻な課題が生じることがないように、市全体で中学校の適正化の検討を進めます。

２ 通学区域（特別許可地区※）見直しの推進［学務課］

・「狭山市立小・中学校通学区域（特別許可地区※）見直しに関する基本方針」に基づき、通学区域（特別許可地区※）を見直します。

Ⅳ 学校・家庭・地域の絆づくりの推進

施策１　学校・家庭・地域の連携・協働の推進

【 現状と課題 】

・コミュニティ・スクール※化を進め、令和７年度に市内全小・中学校に学校運営協議会※の設置が完了しました。「地域とともにある学校づくり」をさらに進展させるため、地域学校協働活動推進員（ＳＣＳＣ推進員）を配置し、活動体制の整備を進めるとともに、活動への理解を深めるための研修会を開催するなど、学校と地域のつながりを充実させる取組を進めています。

・学校運営協議会※や学習ボランティア、登下校見守り活動などの地域の人材の連携を通じて、児童生徒が学びやすい環境を整える取組を進めています。

・地域の教育力を生かした取組の推進により、地域の大人と子供が様々な体験を通じ、交流を深めています。

・小・中学校及び公立幼稚園で学校自己評価と関係者評価を実施し、評価結果をホームページで公開しており、学校運営協議会※において活用しながら、更なる充実が求められます。

・休日部活動の地域展開に向けた実証事業を行った結果等を踏まえ、地域クラブの体制整備を図ってきました。今後は、平日部活動の地域展開についても検討が必要です。

【 施策の方向性 】

- 地域全体で子供の学びや育ちを支える地域学校協働活動※（ＳＣＳＣ）を推進し、「社会に開かれた学校」を実現します。（取組１）
- 地域学校協働活動推進員（ＳＣＳＣ推進員）の配置を進めるとともに、コミュニティ・スクール※関係者への研修の充実を図ります。（取組１）
- 学校・地域・市民活動団体や生涯学習関連施設等が連携して、家庭や地域の教育力の向上に取り組みます。（取組１）
- 地域の住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。（取組１）
- 子供たちが自由で多様な活動ができる環境を整えるため、地域クラブ活動※の最適な実施を目指します。（取組３）

【 取組 】

1 コミュニティ・スクール※の機能強化［教育指導課・社会教育課・公民館］ 重点

・学校運営協議会※の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」を推進します。
・市立幼稚園の学校評議員制度※や学校関係者評価※などを通して、保護者や地域の意見などを学校運営に反映します。
・ＰＴＡや学校支援ボランティアセンター※、公民館など、学校支援に関わる団体、個人が行う活動を地域学校協働活動※（ＳＣＳＣ）として位置付け、これらの活動を推進します。また、学校運営協議会※と地域学校協働活動※（ＳＣＳＣ）を一体的に推進するために、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員（ＳＣＳＣ推進員）の配置を進め、推進員を中心とした活動が行える体制を整備します。
・コミュニティ・スクール※関係者への研修、地域学校協働活動推進員（ＳＣＳＣ推進員）への支援に努め、学校と地域のつながりを強化します。

2 学校評価システム※の充実［教育指導課］

・教育内容の充実や円滑な学校経営などに取り組むため、幼稚園、小・中学校において学校の自己評価を実施します。
・学校評価の公平性や客観性を確保するため、保護者や地域住民などの学校関係者による評価を実施し、学校の自己評価と合わせて公表します。

3 地域クラブ活動※の充実［社会教育課・スポーツ振興課・教育指導課］ 重点

・子供たちが将来にわたって文化芸術やスポーツ活動に親しむ機会を確保するとともに、持続可能な運営体制を整備します。
・地域クラブ活動※に係る情報を市民に対して広く周知します。

【 成果指標 】

項目	実績値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
地域学校協働活動推進員（ＳＣＳＣ推進員）の人数	12 人	30 人
地域学校協働活動※（ＳＣＳＣ）の年間活動回数（１校あたりの平均）	257 回	269 回

Ⅴ 自己を磨き社会を支える豊かな学びの振興

施策１　生涯学習活動の支援体制の充実

【 現状と課題 】

・紙媒体や生涯学習情報検索システム※「さやまなびぃネット」を通じてサークル活動の情報発信を行うとともに、利用登録団体の会員募集や地域貢献活動に関する相談対応を行い、市民と団体をつなげる支援を進めていますが、引き続き多様な媒体を通じて情報提供の充実が必要です。
・様々なイベントや市民文化祭を開催するとともに、参加団体が日頃の成果を発表し、市民相互の交流を深める機会を提供しています。
・複数の公民館で共催事業を実施するなど、事業の効果を高める取組を行っています。今後は、団体や個人が交流する機会の充実や施設間での連携強化が求められています。

【 施策の方向性 】

- 紙媒体やデジタル媒体を効果的に活用し、市民が目的に合った学習に関する情報をいつでも入手できるような環境づくりを推進します。（取組１）
- 生涯学習に関する総合的な相談体制の充実を図ります。（取組１）
- 高齢者等のＩＣＴ※利用における情報格差の解消を図ります。（取組１）
- 生涯学習に関する情報のネットワーク化を推進します。（取組２）
- 生涯学習に取り組む団体や個人の人的ネットワークの充実を図るとともに、様々な交流を促進します。（取組２）
- 生涯学習関連施設間の連携・協力体制の充実を図ります。（取組２）

【 取組 】

１　生涯学習の情報提供・相談体制の充実［社会教育課・公民館・図書館］

・情報冊子などの紙媒体や市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」※などのインターネットを利用したウェブサイト等の情報伝達媒体を活用し、様々な市民が生涯学習に関する情報をいつでも入手できるよう情報提供の充実を図るとともに、生涯学習活動に係る交流の促進を図ります。
・ＩＣＴ※の活用における情報格差を解消するため、公民館などの生涯学習関連施設において、スマートフォン等の基本的な操作に関する学習機会の充実を図ります。
・生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、相談体制の充実を図ります。

２ 生涯学習ネットワークの充実［社会教育課・公民館・図書館］

・生涯学習に関する情報ネットワークを充実し、市民の生涯学習を支援します。
・生涯学習に取り組む団体や個人の交流する機会の充実を図ります。
・公民館・図書館・博物館等の各生涯学習関連施設の資源や専門性を生かしながら、施設間の連携・協力により、生涯学習活動を支援します。

【 成果指標 】

項目	実績値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
生涯学習関連施設の連携・協働により生涯学習支援事業を実施した件数	52 件	実績値以上

施策２　生涯学習の機会や場の充実

【 現状と課題 】

・子供から高齢者まで、障害の有無にかかわらず参加できる講座を実施するとともに、学びの成果の発表や地域還元の場としてイベント等を開催しています。また、「生涯学習フェスティバル」を通じてサークル間の交流の機会を提供しています。
・公民館や博物館では、世代を超えた学習機会の提供や魅力ある企画展の実施を行っています。一方で、市民サービスの向上のため、施設の機能の充実を図るとともに、施設の老朽化が進んでいることから、計画的な改修が必要です。
・人権や平和に関する講座及びパネル展を実施し、市民の意識啓発を図っています。
・狭山市ＰＴＡ連合会や学校等と連携し、家庭教育に関する事業などを開催し、家庭の教育力の向上に取り組んでいます。
・市民文化祭や狭山市民展、各種講演会を通じて、市民が芸術・文化活動に参加する機会を提供しています。
・郷土の歴史や文化に関する講座を関係各課が協力して開催していますが、引き続き郷土文化への関心を高めていくとともに、地域での担い手の確保が重要です。
・地域の医療機関や企業、大学と連携した専門性の高い講座を実施するなど、様々な学習の機会を提供しています。引き続き、多様な主体との連携を通して魅力的な学習内容の充実が必要です。
・休日部活動の地域展開に向けた実証事業を行った結果等を踏まえ、地域クラブの体制整備を図ってきました。今後は、平日部活動の地域展開についても検討が必要です。

【 施策の方向性 】

● 誰もが生涯学習活動に参加でき、また、その成果を発表できる機会づくりを進めます。（取組１）
● 人権・平和・防災・環境問題などに関わる現代的課題やまちづくりなどに関わる地域課題等の解決に関する取組を強化し、社会教育の充実を図ります。（取組１，３，５）
● 生涯学習関連施設の機能やサービスを充実させるとともに、計画的に改修・更新を進めます。（取組２，４）
● 学校・ＰＴＡ・市民活動団体や生涯学習関連施設等が連携して、家庭や地域の教育力の向上に向けた取組を推進します。（取組６）
● 市民の自主的な芸術・文化活動を促進します。（取組７）
● 郷土の歴史や伝統文化の継承に取り組む市民の自主的な活動を支援します。（取組８）
● 市民の多様な学習ニーズに対応するため、多様な主体と連携し、学習内容の充実を図ります。（取組９）
● 子供たちが自由で多様な活動ができる環境を整えるため、地域クラブ活動※の円滑な実施を目指します。（取組10）

【 取組 】

1 生涯学習の機会や場の充実［社会教育課・公民館・図書館］ 重点

・誰もが主体的に参加できる幅広い分野の講座やイベント等を多様な主体と連携し実施するとともに、学び直しができ、いつまでも学び続けられる学習環境の充実を図ります。
・生涯学習で学んだ成果の発表や、学校・地域等において学びの成果を生かすことのできる場の拡充を図ります。
・情報化が進むなかで、オンライン講座等、ＩＣＴ※を活用した学習機会の提供に取り組みます。
・生涯学習活動団体等の活性化に向けて、学習情報の提供や学習相談などの支援を行います。
・市民と行政が一体となってまちづくりを進めることを目的に、本市の施策や制度などの行政情報を積極的に提供する「まちづくり出前講座」の活用を促進します。

2 生涯学習関連施設の機能やサービスの充実［社会教育課・公民館・図書館］

・公民館・富士見集会所・博物館等それぞれの施設の機能の充実に努めるとともに、職員の資質を高めることにより、施設利用における市民サービスの向上を図ります。
・図書館の無線ＬＡＮの整備、インターネット端末の設置、図書館ＩＣシステムの導入の検討及び図書館ホームページの活用など、情報サービスを拡充することにより、図書館サービスの充実を図ります。
・若年層や多忙な社会人、また、特別な支援を必要とする障害者や高齢者などの利便性を向上させ、より多くの人々に読書の機会を提供する一つの方策として、非来館型の電子図書館を導入します。
・資料の公開や貸出しをはじめ、講座の開催等、市民ニーズを踏まえた様々な学習機会の提供により、市民の学習を支援するとともに交流できる場を設けます。

3 社会教育の充実［社会教育課・公民館・図書館］ 重点

・人権・平和・防災・環境問題などに関わる現代的課題やまちづくりなどに関わる地域課題等をテーマにした様々な事業を積極的、計画的に実施することにより、社会問題や地域課題に対する市民の理解を促進します。
・社会教育関係団体との情報交換や事業連携等を通して、団体活動の活性化を促進します。
・講座の開催など様々な機会や場を通して、地域を担う人材の育成や地域活動への参加を促進します。

4 生涯学習関連施設の改修・更新などの推進［社会教育課・公民館・図書館］

・公民館・富士見集会所・図書館・博物館等の生涯学習関連施設の建物や設備の改修・更新等を計画的に進めます。

・「公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化している中央図書館の建替え工事に向けて関係部署との協議を進めます。

5 人権教育と平和教育の充実［社会教育課・公民館・図書館］

・人権に対する正しい理解と人権尊重意識の高揚を図るため、人権教育推進協議会※と連携して、人権教育研修会※や人権教育実践研究会※などを実施するとともに、公民館や富士見集会所において、様々な人権問題に関係する事業を実施します。

・戦争体験を次世代に引き継ぎ、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるため、講演会や展示会等、様々な手法を取り入れ、平和学習の機会を充実します。

6 家庭や地域の教育力の向上［社会教育課・公民館］

・学校やＰＴＡ、市内企業等と連携した親の学び講座や家庭教育合同研修会※のほか、公民館の講座などを通して、家庭の教育力の向上に取り組みます。

・地域の教育力を生かす取組として実施している事業については、今後も継続して活動ができるよう支援します。

7 芸術・文化活動の推進［社会教育課・公民館・図書館］

・市民が芸術・文化活動に参加できる機会の拡充に取り組みます。

・文化活動に取り組む団体への学習情報の提供、学習相談などの学習支援及び発表の機会や場の提供等により、市民の自主的な文化活動を促進します。

8 文化財等の保存・継承と活用の促進［社会教育課・公民館・図書館］

・郷土の文化財関係資料の収集・保存・調査研究を進め、地域の歴史文化の魅力を掘り起こすとともに、その成果を発信します。

・文化財に関する講座の開催など、積極的に文化財等を活用していくことにより、郷土の歴史や文化に対する理解を促進するとともに、愛護意識を醸成することなどにより、担い手の確保を図ります。

・文化財の保護や民俗芸能の継承に取り組む団体の活動を支援します。

9 大学・企業・団体などとの連携による学習機会の充実［社会教育課・公民館］

・多様化、高度化する市民の学習要求に応えるため、地域の大学や企業、団体（ＮＰＯ・市民団体等）などと連携して、幅広い分野や専門性の高い講座を実施することにより、生涯学習に参加する機会の充実を図ります。

10 地域クラブ活動※の充実［社会教育課・スポーツ振興課・教育指導課］ 重点

・子供たちが将来にわたって文化芸術やスポーツ活動に親しむ機会を確保するとともに、持続可能な運営体制を整備します。
・地域クラブ活動※に係る情報を市民に対して広く周知します。

【 成果指標 】

項目	実績値（令和６年度）	目標値（令和 12 年度）
生涯学習・社会教育に関する事業への参加者数	232,089 人	244,000 人
人権啓発事業において人権問題への関心や理解が深まった参加者の割合	87%	実績値以上
平和祈念講演会参加者の満足度	96%	実績値以上
市民文化祭参加者の満足度	－	85%
文化財活用事業参加者の満足度	89%	91%

施策３　生涯学習の成果の活用

【 現状と課題 】

・学校支援ボランティアセンター※の活動を小・中学校と連携して実施しています。
・生涯学習の成果を発表する場として、市民文化祭や狭山市民展、各種展示会等を実施し、市民相互の交流を促進していますが、高齢化等により、参加者数の減少が課題となっています。
・公民館講座の講師を利用登録団体に依頼することや、「生涯学習ボランティア制度」を通じ、有する知識や技能の活用を進めています。引き続き、市民活動団体との情報交換により人材の発掘・把握を図り、多様な連携を促進する必要があります。

【 施策の方向性 】

● 地域の様々な個人や団体が連携・協働し、学校や子供たちの活動を支える人材の育成に取り組みます。（取組１）
● 生涯学習活動団体、市民ボランティア等と連携・協働し、生涯学習で学んだ成果を地域社会に生かせる仕組みづくりを推進します。（取組２）

【 取組 】

１　学校と家庭・地域の連携・協働体制の構築［社会教育課・公民館・図書館］ 重点

・学校支援ボランティアセンター※への登録を促進するとともに、小・中学校と連携して、ボランティアの活動の場の充実に取り組みます。
・生涯学習の成果の活用に向けて、地域学校協働活動※（ＳＣＳＣ）への参加など学校や地域での活動につなげる取組を促進するとともに、活動の場の充実に取り組みます。

２　市民活動との連携の促進［社会教育課・公民館］

・生涯学習活動団体、市民活動団体や地区センター及び地域交流センターと連携して、生涯学習の成果をまちづくりに生かす取組を促進します。
・市民文化祭の開催を通して、地域文化の活性化と市民の交流を促進します。
・市民の有する様々な知識や技能を生かした生涯学習ボランティア講師制度について、制度の周知と活用の促進を図ります。
・生涯学習の成果を地域に生かす協働による取組の促進に向けて、様々な学習メニューを提供するさやま市民大学との連携を推進します。

【 成果指標 】

項目	実績値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
学校支援ボランティアの派遣時間	7,674 時間	8,700 時間

Ⅵ 元気な人づくりと競技力向上を支えるスポーツの振興

施策１　市民のスポーツ活動の推進

【 現状と課題 】

・スポーツに親しむ機会の充実やスポーツ実施率の向上を図るため、子供から高齢者までの幅広い世代や障害者などを対象としたスポーツ教室等を開催してきました。今後は、日常生活のなかで気軽に取り組める身体運動がスポーツに含まれることの周知や参加率が低い世代・親子などを対象としたスポーツ教室等の実施を検討する必要があります。

・市民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページ等を通じて広く発信しました。今後は、本市ゆかりのアスリートや市内をホームタウンとするトップスポーツチームの大会等の情報提供をより充実する必要があります。

・地域におけるスポーツ活動を支援するため、スポーツ推進委員やスポーツボランティア制度を活用して、地域に根差したスポーツ活動の促進を図ってきました。今後は、各地域でスポーツを支援するスポーツ推進委員やスポーツボランティアを確保するとともに、活動の活性化を図る必要があります。

・休日部活動の地域展開に向けた実証事業を行った結果等を踏まえ、地域クラブの体制整備を図ってきました。今後は、平日部活動の地域展開についても検討が必要です。

【 施策の方向性 】

- 市民のライフスタイルやニーズに応じて、誰もが気軽に楽しめるスポーツの普及に取り組むとともに、スポーツに関する情報を広く発信します。（取組１，２，３，４）
- 障害者がスポーツに親しむことのできる機会を提供するとともに、サポート体制の充実を図ります。（取組２）
- 子供のスポーツ活動の促進を図り、子供の体力増進に向けて取り組みます。（取組３）
- スポーツ推進委員やスポーツボランティアを確保するとともに、活動の活性化を図り、地域におけるスポーツ活動への支援体制の充実を図ります。（取組５）
- 総合型地域スポーツクラブの設置促進を図ります。（取組５）
- 幅広い世代が自由で多様な活動ができる環境を整えるため、コミュニティスポーツの中心的役割を担う地域クラブ活動※の最適な実施を目指します。（取組３，６）

【 取組 】

1 幅広い世代を対象としたスポーツ教室等の充実［スポーツ振興課］ 重点

・市民のライフスタイルやニーズに応じて、年代・性別などにかかわらず、子供から高齢者まで幅広い世代を対象に、スポーツに関する教室や行事等の充実を図ります。
・仕事や家事、子育て、介護などの多忙な日々を送る20代から50代までの人に向けて、スポーツ活動への参加が容易ではない現状を踏まえ、他のイベントとの共同開催やスポーツ教室の開催日時に配慮することで、スポーツに親しむ機会を創出します。
・通勤や通学などでの徒歩や階段の利用、駅までの自転車利用など、日常生活のなかで手軽に取り組める身体運動もスポーツと捉えて、スポーツ施設の利用にとらわれないスポーツ活動の啓発に取り組みます。
・狭山市レクリエーション協会や狭山市スポーツ推進委員連絡協議会等と連携して、普段スポーツをしていない人などがスポーツをするきっかけになるようなニュースポーツ等の普及に取り組みます。

2 パラスポーツ※の促進［スポーツ振興課］

・障害者のスポーツの機会の充実や障害に対する理解促進を図るため、障害の有無に関わらず親しめるパラスポーツ※教室などを開催します。
・障害者がスポーツに親しむことのできるサポート体制の充実を図るとともに、「ささえる」側と「ささえられる」側がつながるための情報提供の充実を図ります。

3 子供のスポーツの振興［スポーツ振興課］

・親子でできるスポーツ教室やイベントなどを開催するとともに、公民館やスポーツ推進委員等と連携して、子供たちが地域でスポーツに親しめる機会の充実を図ります。
・地域子ども教室等と連携して、野外活動や外遊びの推進を含め、様々な経験や交流のなかにスポーツを取り入れて、子供のスポーツ活動を促進します。
・子供たちが将来にわたってスポーツに親しめる環境を整えるため、地域クラブ活動※の充実を図ります。

4 スポーツに関する情報提供の充実［スポーツ振興課］

・スポーツに関する様々な情報を一元化し、公式ホームページ等を通じて広く発信するなど、情報提供の充実を図ります。
・市民のスポーツへの関心を高めるため、本市ゆかりのアスリートや市内をホームタウンとするトップスポーツチームの大会等の情報提供を図り、市民が一体となって応援できる環境づくりに取り組みます。
・市内スポーツ団体の活動内容の情報を提供します。

5 地域におけるスポーツ活動への支援［スポーツ振興課］

・スポーツ推進委員を研修会に派遣するなどして委員の資質向上に取り組むとともに、地域のスポーツ行事などへの参加により地域に根差した活動を促進します。
・スポーツ推進委員の活動やスポーツボランティア制度の意義と魅力を広く周知することで、人員の確保や活動の活性化を図ります。
・総合型地域スポーツクラブの拡充に向けて、情報提供や相談等の充実を図ります。

6 地域クラブ活動※の充実［社会教育課・スポーツ振興課・教育指導課］ 重点

・幅広い世代が将来にわたって文化芸術やスポーツ活動に親しむ機会を確保するとともに、持続可能な運営体制を整備します。
・地域クラブ活動※に係る情報を市民に対して広く周知します。

【 成果指標 】

項目	実績値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
週１回以上スポーツを実施する市民の割合	33.9%	50.0%
スポーツ教室・行事への参加者数	12,348 人	13,000 人

施策２　競技スポーツの振興

【 現状と課題 】

・各種競技の開催やトップスポーツチーム・市内外の大学との包括的連携協定などを活用し、一流のスポーツ技術に接する機会の充実を図ることで、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を広く市民に伝える取組を進めました。また、狭山市スポーツ協会、狭山市スポーツ少年団を通して、各種スポーツ団体の活動を継続的に支援してきました。今後は、連携協定を締結したスポーツチームや大学との連携事業を一層充実する必要があります。

・青少年の競技力や技術の向上を担う指導者を確保するとともに、研修会を開催し、資質の向上を図りました。また、子供たちがトップアスリートやオリンピアン等から、直接指導を受ける機会を設けるなど、様々なスポーツと出会い、親しむ機会の充実を図りました。一方、スポーツ分野におけるハラスメントが課題となっていることから、指導者が様々な研修会を受講できる機会の拡充を図る必要があります。

【 施策の方向性 】

- 狭山市スポーツ協会をはじめ、各種スポーツ団体を継続的に支援し、活性化と育成を行います。（取組１）
- トップアスリートを招へいするなどして、一流のスポーツ技術に接する機会を充実することで、競技スポーツへの関心を高めます。（取組１，２）
- トップスポーツチーム等との連携などを通して、競技スポーツの魅力を広く市民に伝える取組を進めます。（取組１）
- 青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担う指導者を確保します。（取組２）
- 多様な種目やレベルなどのニーズに応じた適切な指導ができる指導者を育成します。（取組２）

【 取組 】

１　スポーツ団体の活動の促進［スポーツ振興課］ 重点

・各種競技会の開催やトップスポーツチーム・市内外の大学との包括連携協定などを活用し、アスリートと触れ合える参加型イベントなどを通して、一流のスポーツ技術に接する機会を充実することで、競技スポーツへの関心を高めるとともに、その魅力を広く市民に伝える取組を進めます。

・狭山市スポーツ協会、狭山市スポーツ少年団を通して、各種スポーツ団体の活動を継続的に支援するとともに、活性化と育成を図ります。

・各種スポーツ団体が主催する競技スポーツの大会を開催するため、会場の確保などの支援を行います。

2 青少年の競技スポーツの普及［スポーツ振興課］

・青少年の競技スポーツの普及と技術の向上を担うための指導者を確保します。
・スポーツ団体と協力・連携して、アスリートによる講演会や研修会を開催し、指導者の資質の向上を図ります。
・子供たちがトップアスリートやオリンピアン等から、直接指導を受ける機会を設けるなど、様々なスポーツと出会い、親しむ機会を充実させることにより、将来への夢を描くことができる事業を進めます。

【 成果指標 】

項目	実績値(※) （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
アスリートとのスポーツイベントや講演会等の参加者数	750 人	800 人

※周年事業や期間限定イベントの参加者は除きます

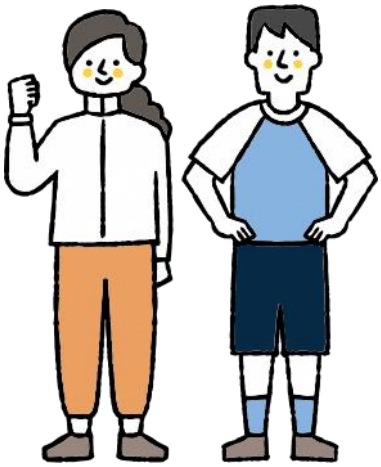

施策３　スポーツ施設の充実

【 現状と課題 】

・市民ニーズやライフスタイルに応じたスポーツ教室を各スポーツ施設で開催するとともに、小・中学校の体育施設については、学校運営に支障のない範囲で開放しています。
・大学や高校との連携により、学内施設を活用したスポーツ教室を開催しています。一方で、企業が所有する施設についての活用は進んでおらず、今後の課題となっています。
・市民総合体育館や地域スポーツ施設については、老朽化に伴う改修を進めつつ、「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、大規模改修等に向けた対応方針等を協議する必要があります。

【 施策の方向性 】

- 既存スポーツ施設の有効利用や、小・中学校の体育館の開放を促進します。（取組１）
- 既存スポーツ施設の計画的な更新・改修を進めるにあたり、将来的なニーズ等を踏まえ、公式規格を有するスポーツ施設としての整備を図ります。（取組２）

【 取組 】

１　スポーツ施設の有効利用［スポーツ振興課］

・既存のスポーツ施設の空き時間を有効利用し、市民のニーズやライフスタイルに応じたスポーツ教室やイベントを実施します。
・小・中学校の体育施設を学校運営に支障のない範囲で市民に開放し、施設の有効利用を図ります。
・企業や大学等が保有するスポーツ施設を市民が利用できるよう、働きかけを行います。

２　スポーツ施設の整備［スポーツ振興課］

・将来的なニーズ等を踏まえながら、既存スポーツ施設の更新・改修に努めます。
・既存施設の更新・改修の際は公式規格を有する施設としての整備の推進を図ります。
・「公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化している市民総合体育館等の大規模改修工事に向けて関係部署との協議を進めます。

【 成果指標 】

項目	実績値 （令和６年度）	目標値 （令和 12 年度）
公共スポーツ施設の利用者数	984,070 人	990,000 人

第５章　計画の推進

1　関係機関との連携・協働による計画の推進

本計画を実効性のあるものとするためには、教育に携わる全ての者が、それぞれの役割と責任を自覚しながら、互いに連携し協力していくことが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、教育委員会を中心に全庁が一体となり、また、国や埼玉県をはじめ、学校・家庭・地域及び企業や市民団体などの連携・協働により取り組んでいきます。

2　ＰＤＣＡサイクルに基づく計画の推進

本計画の進行管理にあたっては、本計画の施策体系に沿った単年度実施計画として、教育委員会が取り組む内容と重点をまとめた「狭山市教育行政の取組と重点」を毎年度策定し、取組を実行します。

また、年度が終了した時点で、実施した事業について各所管により事務事業点検評価※を行うとともに、学識経験者等による第三者評価を実施し、その結果を踏まえて事業や施策の改善・見直し等を行います。

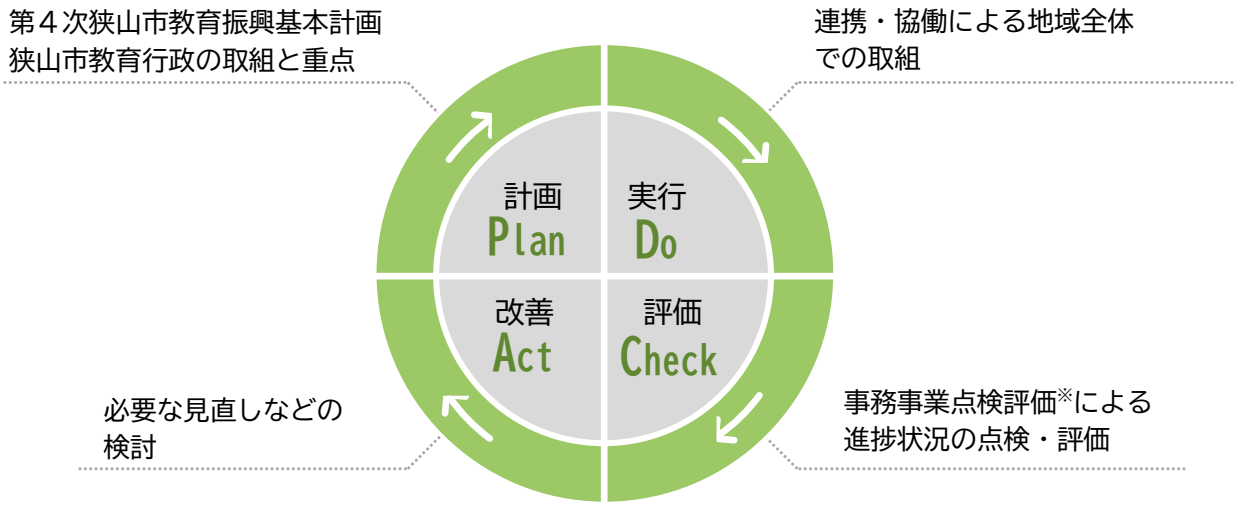

資料編

1 狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会設置要綱

（設置）
第１条　狭山市教育振興基本計画を策定するにあたり、市民等の意見を反映させるため、狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会（以下「市民検討委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　市民検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
（１）教育振興基本計画の案の策定に関すること
（２）その他教育振興基本計画の策定のために必要な事項
（組織）
第３条　市民検討委員会は、委員 20 人以内で組織する。
２ 委員は、次に掲げる者のうちから、狭山市教育委員会が委嘱する。
（１）教育関係団体の代表者
（２）地域活動団体の代表者
（３）児童・生徒の保護者の代表者
（４）学識経験者
（５）その他教育委員会が必要と認める者
（任期）
第４条　委員の任期は、教育振興基本計画の案を狭山市教育委員会へ提言するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　市民検討委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　市民検討委員会は、委員長が招集し、議長となる。
２　市民検討委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第７条　市民検討委員会の庶務は、教育委員会生涯学習部教育総務課において処理する。
（委任）
第８条　この要綱に定めるもののほか、市民検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附　則
この要綱は、平成 28 年１月 10 日から施行する。

2 第４次狭山市教育振興基本計画 提言書

「夢をかなえ　人をつくる　狭山の教育」を目指しての提言

人口減少や社会構造の変化が急速に進むなか、子供から大人まで、誰もが自らの可能性を伸ばし、多様な人々との交流を通じて資質・能力を育み、自らの力で新たな価値を創造できる教育環境を整えていくことが重要です。教育は知識の伝達のみを目的とするものではなく、市民のウェルビーイングを高めるものであるべきです。そのことが、地域の未来を支える基盤となっていくと考えます。

また、学校・家庭・地域が相互に連携し、学びを中心に地域づくりを進めていくために、個別最適な学びと協働的な学びを両輪として、子供たちの成長を継続的に支える視点を持ち、地域全体で子供を育てるという意識を共有することで、連携・協働の推進を一層図っていくことも重要です。

さらに、生涯にわたって学び続けられる社会の実現に向け、多様な学習機会を確保し、誰もが必要な時に学びにアクセスできる環境づくりとともに、市民の健康や生きがいを支えるための、運動・スポーツに親しめる環境づくりも重要な要素となります。

教育の成果は、学力や体力だけでなく、自己肯定感、社会性、他者とのつながり、そして生きがいの実感といった幅広い観点として捉えられるべきです。そうすることで、市民のウェルビーイングを向上させるとともに、持続可能な社会の実現にも広く資するものとなります。

狭山市の教育が、こうした多面的な価値を育む場として発展することを期待し、次のとおり提言を行います。本計画の基本方針ごとに意見や要望などを付しますので、施策の推進に当たってはこれらの点に十分留意されますようお願いいたします。

令和８年３月１３日

狭山市教育振興基本計画策定市民検討委員会

委員長　野村　和
副委員長　橋本　正之
委員　新井　勝　石塚　輝雄
伊藤　秀一　河村　幸治
熊谷　雅人　塩野谷　守夫
髙田　佳奈子　前原　辰信
三ツ木　伸一　宮地　孝宣
山田　恵一　渡邊　千陽
※五十音順

生きる力を備え　未来へはばたく“さやまっ子”の育成

- デジタル教科書の活用等、ＩＣＴ教育の推進は現代教育の核となる重要な取組であるなか、紙の教科書等を使用した従来の教育手法も併用することが多様な学びの選択肢を保証するものとなる。それぞれのバランスを考慮しながら、児童生徒の判断力、表現力などの必要な資質・能力を育成し、深い学びを実現するために、デジタルと紙媒体を組み合わせた、ハイブリッドでより効果的な授業手法の促進を検討されたい。
- いわゆる「小１プロブレム」や「中１ギャップ」の問題は、幼稚園等から小学校への移行期や小学校から中学校への移行期に突然生じる問題ではなく、就学前や小学校での経験等に起因する連続的な問題である。幼児教育と小学校教育や小学校教育と中学校教育の接続といった特定の移行期のみに着目するのではなく、切れ目のない連続した教育支援体制を構築されたい。
- 教育のさらなる充実を図り、質の高い人材確保のためには、学校現場の働き方改革は極めて重要である。教員と保護者等の関係の在り方、教員の健康管理体制の強化、業務内容の整理などを通して、教員を守る姿勢を明確に示されたい。
- 子供たちの「生きる力」を育むためには、学校・教員だけでなく、地域全体で子供を育てていくことが重要である。学校・家庭・地域が連携・協働しながら、遊びや体験などの地域活動を通して、子供を社会全体で育てていくという機運を醸成し、成長を支える仕組みを強化されたい。
- 豊かな人間性や社会性、多様な視点を育むために、世代間交流は重要である。特に、学校現場での乳幼児との交流などの体験は、教育上効果的であり価値が高いことから、幼稚園や関係団体等と連携し、継続的に実施できる手法を積極的に検討されたい。

学びが人を育み　社会をつくる　生涯学習社会の推進

- 誰もが学びたい時に学べる環境を整備することは、生涯学習社会の推進において重要である。情報提供や施設整備などを通して、一人一人の状況・多様なニーズに応じた十分な学びの場を確保するよう努められたい。
- 生涯学習社会を推進するには、単なる学習環境の提供にとどまらず、市民が学習成果を地域活動・社会参加等に適切に生かすことが重要である。関係機関・関係団体等の様々な主体が相互に連携・協力する体制を整備し、「学び・活動・つながり」の循環を通じた人づくり・地域づくりにより地域の教育力を高め、より一層の生涯学習社会の推進を図られたい。

いつでも　どこでも　いつまでも　誰もが親しめるスポーツの振興

- 狭山市民総合体育館などのスポーツ施設の環境整備を計画的に推進されたい。
- ウォーキングなどの日常的な身体活動は、健康の維持増進に寄与するものであり、豊かな人生を送るための土台となる。河川敷などの地域資源を有効活用し、市民が日常的に気軽に体を動かす習慣を身に付けられるよう意識啓発されたい。
- トップスポーツチームや大学との連携を深化させ、市民が一流の技術に触れる（みる・する・ささえる）機会を創出することは、市民のスポーツへの興味関心を高めることに繋がる。なかでも、競技スポーツに取り組む子供たちが大きな夢を持って活動できる環境を整えられたい。

その他計画全体に関して

- ＳＤＧｓの視点を入れて生涯学習の推進に取り組むことで、より高次の社会貢献につながると考えられる。本計画書に明記されたＳＤＧｓの目標を基盤としつつ、ＳＤＧｓの包括的な理念と17の目標の相互関連性を踏まえた幅広い視野に立った計画推進を図られたい。
- 本計画書で採用されている二次元コードを活用した情報提供等を含め、市民に届きやすく、分かりやすい説明を尽くす必要がある。計画内容の周知にあたっては、多様な読み手に配慮した情報発信に努められたい。
- ＰＤＣＡサイクルをより実効性のあるものとするため、計画の推進に当たっては、「根拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）」の視点に立ち、データや統計等の客観的根拠の活用に努められたい。また、最新の知見や先進事例等の情報収集に積極的に取り組まれたい。

3 策定経過

【 令和６年度 】

時期	項目	内容
10 月 31 日	第１回市民検討委員会	・第４次狭山市教育振興基本計画策定方針について ・第４次教育振興基本計画策定に係るアンケート調査概要
11 月 1 日	第１回庁内検討委員会	・第４次狭山市教育振興基本計画策定方針について ・第４次教育振興基本計画策定に係るアンケート調査概要
12 月 16 日 ～1 月 20 日	アンケート調査の実施	・狭山市の教育・生涯学習・スポーツに関するアンケート調査

【 令和７年度 】

時期	項目	内容
５月 27 日	第２回市民検討委員会	・アンケート調査結果及び課題シートについて ・目次構成案及び施策体系の方向性について
６月４日 ～６月 11 日	第２回庁内検討委員会 （書面開催）	・アンケート調査結果及び課題シートについて ・目次構成案及び施策体系の方向性について
８月 19 日 ～８月 31 日	第３回市民検討委員会 （書面開催）	・第４次狭山市教育振興基本計画（骨子案）について
８月 19 日 ～８月 31 日	第３回庁内検討委員会 （書面開催）	・第４次狭山市教育振興基本計画（骨子案）について
10 月７日	第４回庁内検討委員会	・第４次狭山市教育振興基本計画（素案）について
10 月９日	第４回市民検討委員会	・第４次狭山市教育振興基本計画（素案）について
10 月 22 日	第５回教育委員会協議会	・第４次狭山市教育振興基本計画（素案）について
11 月 19 日	第１回総合教育会議	・第４次狭山市教育振興基本計画（素案）について
12 月 17 日	政策会議	・第４次狭山市教育振興基本計画（素案）について
１月９日	市議会文教厚生委員会協議会	・第４次狭山市教育振興基本計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
１月 10 日 ～２月９日	パブリックコメントの実施	・計画（素案）に対する市民等からのご意見等の公募
２月 13 日	第２回教育委員会会議	・パブリックコメントの実施結果について
２月 19 日	第５回市民検討委員会	・パブリックコメントの実施結果について ・第４次狭山市教育振興基本計画（案）について ・計画に対する提言について
３月３日	市議会文教厚生委員会協議会	・パブリックコメントの実施結果について
３月 11 日	庁議（審議確認）	・第４次狭山市教育振興基本計画（案）について
３月 26 日	第３回教育委員会会議（付議）	・第４次狭山市教育振興基本計画について

4 用語集

【 A-Z 】

DE&I（17）

多様性を認め合い、一人一人に合った公平な機会を用意することにより、誰もが組織の一員として最大限の能力を発揮できる環境を作ることで、組織のイノベーションや持続的な成長を目指す考え方のこと。「Diversity（多様性）、Equity（公平性）、Inclusion（包括性）」の頭文字をとった概念。

DX（1、17）

Digital Transformation の略で、デジタル技術やデータを活用することにより、それまで実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。

ESD（18、29）

Education for Sustainable Development の略で、環境、貧困、人権、平和、開発といった現代社会における様々な問題について、自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。

GIGAスクール構想（9、23、24、27、43、50）

GIGA とは Global and Innovation Gateway for All の略で、１人１台端末や高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備・活用することにより、教育の質を向上させ、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を最大限引き出すことを目指す取組のこと。

ICT（18、19、23、24、26、27、42、43、50、55、58）

Information and Communication Technology の略で、情報処理及び情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているＩＴ（Information Technology）に代わる言葉として使われているもの。「学校ICT」という場合は、学校においてデジタルテレビやパソコン、電子黒板などのICT機器を導入し、授業などで効果的な活用を図ること。

IoT（1）

Internet of Things の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、あらゆる物がネットに繋がり便利になる技術のこと。

LGBTQ（33、48、49）

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人）、クエスチョニング（性の在り方を決めていない、決められない等の人）など、性的マイノリティの総称。学校では制服やトイレ等の配慮対象となることが多い。

PDCAサイクル（23、24）

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のサイクルを繰り返し行うことで、継続的な業務の改善をする手法のこと。

SDGs（1、2、15、16）

持続可能な開発目標、Sustainable Development Goals の略。2015年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標のこと。

VUCA（1）

変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取った言葉。「予測不能で、正解がない変化の激しい時代」のこと。

【 あ行 】

アシスタントティーチャー（24）

中学校において、ティームティーチングによる授業の支援を行い、生徒に豊かでたくましい心を育み、積極的な生徒指導の充実を図るために配置している職員のこと。

アダプトプログラム（27）

市民や企業が行政と役割分担を協議して合意を交わし、道路や河川など公共の場所の一定区間における美化活動を継続的に進める制度のことであり、学校では児童生徒が地域の環境美化等に取り組むこと。

インクルーシブ教育（18、31）

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある子供と障害のない子供がともに学ぶ仕組みのこと。

英語活動支援員（26）

小学校の英語活動の授業を教員とともにティームティーチングで行う支援員のこと。

英語専科教諭（27）

担任の代わりに、専門的に英語の授業を担当する小学校の教員のこと。

【 か行 】

学習支援事業（23、24、25）

児童生徒の学校外の学習時間の確保、学習指導の補完及び家庭学習の習慣化を支援する事業。中学生は平成28年５月、小学生は令和元年６月から開始。

学力向上ストラテジープラン（23、24）

学校の学習面における課題に応じて、各学校が毎年、前年度の評価やそれを踏まえた学力向上を図るための具体的な目標及び取組等を示した計画のこと。

学校運営協議会（19、29、53、54）

学校の運営方針について、地域住民や保護者が校長と話し合う会議のこと。

学校関係者評価（54）

学校が行った学校の自己評価の結果について、保護者、地域住民等の学校関係者が評価を行うこと。

学校警察等連絡協議会（36）

学校と警察が連携して、非行防止などに取り組むための連絡会議のこと。

学校支援ボランティアセンター（19、54、61）

学校支援業務に関する情報の集約と発信、学校からの支援要請に基づくボランティアの派遣や調整などを行う組織のこと。

学校評価システム（54）

学校が自分たちの取組を振り返り、アンケートなども使いながら良い点と課題を整理する仕組みのこと。

学校評議員制度（54）

保護者や地域住民の意向を学校運営に反映させるため、地域の住民や関係機関の職員などを評議員として委嘱し、開かれた学校づくりを推進する制度。

学校閉庁日（44）

教職員が学校に不在となり、電話対応なども原則行わない休業日のこと。

家庭教育学級（29）

家庭における教育力向上のため、幼稚園や認定こども園の保護者会、小中学校PTAが主体的に行う、家庭教育に関する学習活動のこと。

家庭教育合同研修会（29、59）

学校・家庭・地域社会の連携を深め、地域ぐるみの教育の推進と家庭における教育力の向上を図るために、狭山市PTA連合会と教育委員会の共催により開催する研修会。

規範意識（34）

社会のルールや決まりを進んで守ろうとする心のこと。

キャリアパスポート（26、27）

児童生徒が自らの学習状況や自身の変容、成長を自己評価できるよう、キャリア教育に関わる諸活動を記録・蓄積するもの。

教育課程特例校（27）

国が示した枠を超えて、特別な教育課程のもと教育活動を展開することを指定された学校または市町村のこと、本市は平成21年に指定された。

協働的な学び（3、9、24、26、27、42、50）

児童生徒が他者と協力しながら、共通の目的に向かって主体的に学び合う教育の在り方を指す言葉。令和の日本型学校教育では、「個別最適な学び」と一体的に充実させることが求められている。

言語能力（26）

新学習指導要領で重視する、児童生徒が「生きる力」を育むために必要な、他者、社会、自然･環境と関わるために必要な言語に関する総合的な力。

校務支援システム（26、42、50）

学校情報ネットワークを通して、小･中学校における教職員の校務を支援するコンピューターシステムのこと。

合理的配慮（17、31）

障害があるために、その場に参加できなかったり、サービスの享受がなされなかったりする場合に、障害者の社会参加に対する機会の保障を確保するために行う調整や変更のこと。

個別最適な学び（3、9、24、26、27、42、50）

児童生徒それぞれの興味・関心、理解度、学びのスタイルやペースに応じて、最も効果的な方法で学習を進める教育の在り方を指す言葉。令和の日本型学校教育では、「協働的な学び」と一体的に充実させることが求められている。

コミュニティ・スクール（16、19、53、54）

教育委員会から任命された保護者や地域住民などで組織する学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認したり、学校の教育活動に意見を述べたりすることにより、地域が協働して学校を運営する仕組みのこと。

【 さ行 】

狭山市学力向上“茶レンジ・プラン” （19、23、24、42、43）

児童生徒の基礎的・基本的知識・技能の定着や活用力及び児童生徒の主体的な学習態度を育成するための取組。

狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に関する基本方針（19、52）

小･中学校の規模と配置の適正化を図るうえでの基本的な考え方とその進め方を取りまとめたもの。

資質・能力（24、26、27、42）

知識だけでなく、考える力や人と関わる力など「これから生きていくための力」のまとまり。

持続可能な社会（3、26、29）

有限な地球資源の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会のこと。

市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」（55）

市の公式ホームページとは別に、地域に特化した行政情報と民間情報を一か所に集約し、自宅のパソコンや携帯電話から同時に閲覧でき、市民側からの情報提供なども可能な双方向性を持ったシステムのこと。

事務事業点検評価（6、68）

計画通りに事業が進んでいるか、教育委員会内部で毎年行う自己チェックのこと。

社会科副読本「さやま」（28）

児童（3、4年生）が郷土狭山について学習するための本市独自の教材のこと。

社会情動的スキル（2）

学力テストなどで計測できる認知的スキル以外の、数値化することが難しいスキルを意味する言葉。OECD（経済協力開発機構）は、2015年にこのスキルを、「目標の達成」「感情のコントロール」「他者との協働」の３つの要素で構成されると定義している。その内容については現在も議論が重ねられており、教育分野では、学力以外に育むべき力として注目されている。

社会的包摂の実現（17）

社会的に弱い立場にある人々を排除・孤立させるのではなく、共に支え合い生活していこうという考え。ソーシャル・インクルージョンともいう。

就学援助（48）

経済的に困っている家庭へ、学用品費などを市が補助する制度のこと。

主体的・対話的で深い学び（18、29、42）

学習指導要領に示される、学びの質を向上させるための授業づくりの視点。学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、生徒同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的で深い学び」の２つを重視している。

生涯学習情報検索システム（55）

市民交流促進総合ポータルサイト「さやまルシェ」内で、サークルの活動内容や生涯学習ボランティアの情報など、生涯学習に役立つ情報を検索できるシステムのこと。

情報セキュリティ（50）

情報の機密性、完全性及び可用性を維持することを指し、いつでも便利に情報を収集できる利便性があり、その情報の機密が守られていて、信頼性が同時に確保されていること。

食育（18、39、41）

食べることを通じて、健康な体と心を育てるための学習や体験のこと。

人権感覚育成プログラム（35）

児童生徒の主体的な学習活動を促す参加体験型の人権学習プログラムのこと。

人権教育研修会（35、59）

学校教育・社会教育・社会福祉の関係者を対象に、同和問題をはじめとする様々な人権問題を自分の課題として捉え、積極的に解決して行く意欲と姿勢を養うことを目的とする研修会。

人権教育実践研究会（35、59）

学校教育及び社会教育の人権教育の現状を知り、それぞれの分野で人権教育を実践に生かしていくための研究会。

人権教育推進協議会（59）

人権教育の推進を図り、人権意識の高揚と明るい社会づくりに寄与することを目的とする協議会。

人生100年時代（16）

多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。海外の研究によれば、2007年に日本で生まれた子供については、107歳まで生きる確率が50%もある。

スクール・サポート・スタッフ（42、43）

学習プリント等の印刷を行うなど、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、負担軽減を図るために配置した職員のこと。

スクールカウンセラー（9、18、36、37、49）

学校に来て、子供や保護者の心の悩みを専門的に聞いてくれるカウンセラーのこと。

スクールソーシャルワーカー（18、36、49）

悩み解決のため、家庭や福祉機関など環境面へ働きかける専門家のこと。

性的マイノリティ（35）

身体の性別と性自認（性別に関する自己意識のこと）が一致しない者や、性的指向が同性や両方の性に向かう者などの性的少数者。セクシュアルマイノリティとも言う。

【 た行 】

地域学校協働活動（10、11、19、29、53、54、61）

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

地域クラブ活動（15、16、39、40、53、54、57、60、62、63、64）

市内を活動場所とし、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、「狭山市の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動を行うクラブの活動

中1ギャップ（47）

中学進学に伴う学習・生活環境の変化に適応できず、不登校やいじめ等が急増する現象。就学前や、小学校での経験等に起因する場合も多いとされる。

デジタルデバイド（17）

スマートフォンやパソコン操作が可能な方と不得意な方との間に生まれる情報格差のこと。

特別許可地区（52）

指定された学校以外への通学が、特別に認められている地域のこと。

特別支援教育コーディネーター（32）

支援が必要な児童生徒について、学校内外との連絡調整役を務めること。

【 は行 】

パラスポーツ（63）

障害のある人もない人も、工夫して一緒に楽しめるスポーツのこと。

非認知能力（2）

テストの点数には表れない、意欲・協調性・忍耐力などの「心の力」のこと。認知能力ではない能力全般。

部活動指導員（40）

教員の代わりに、部活動の技術指導や大会引率ができる専門スタッフのこと。

【 ま行 】

メンタルヘルス（42、43）

ストレスや悩みに対処し、心の健康状態を良く保つこと。

【 や行 】

ヤングケアラー（19、48、49）

本来大人が行うような家族等の介護や看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている18歳未満の者。

ユニバーサルデザイン（24）

障害の有無、年齢、性別などに関係なく、全ての人が利用しやすいようにはじめからバリアがない製品・建物・環境などを作ろうとする考え方のこと。

幼稚園教育要領（30）

平成29年３月に公示された幼稚園教育の目標や内容などを示した要領で平成30年度から全面実施した。

【 ら行 】

リテラシー（17、23）

あふれる情報の中から正しいものを選び、活用する能力のこと。

令和の日本型学校教育（3、17）

2020年代以降の急激に変化する予測困難な時代の中で、全ての児童生徒の可能性を引き出すために行う新しい教育のあり方を指す言葉。「個別最適な学び」と「協働的な学び」を中心としつつ、ICTを効果的に活用することを、その主たる内容としている。

レファレンスサービス（20、34）

利用者からの資料や情報の求めに応じ、資料検索の支援や資料提供を行うサービスのこと。

【 わ行 】

わくわく支援員（24）

小学校において、より行き届いた教育の展開と多様な児童への行動に対応するため、担任とともに教科指導、不登校傾向への児童への支援等を行う職員のこと。

第４次　狭山市教育振興基本計画

発　行　令和8年4月
狭山市・狭山市教育委員会

連絡先　狭山市教育委員会生涯学習部教育総務課
〒350-1380　狭山市入間川１丁目２３番５号
ＴＥＬ　04-2953-1111(代)
ＦＡＸ　04-2954-8671
E-Mail　kyoiksom@city.sayama.saitama.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://www.city.sayama.saitama.jp/